

第二期鶴岡市 子ども・子育て 支援事業計画

令和 2 年度 ~ 6 年度

はじめに

全国的に少子化の状況が長期にわたり続いています。本市でも、平成 23 年に年間の出生数が 1,000 人を、平成 29 年には 800 人を下回るなど少子化が顕著になっています。今後も少子化の傾向が続くと予想され、この状況が継続すると働き手が不足し、これを補うために女性や高齢者の労働参加が伸びると見込まれ、家庭内での子育て、教育環境にも影響すると考えられています。

本市は、平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の施行に合わせ、同年 3 月に 5 年間を計画期間とする「鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この間、国は、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」や、令和元年 10 月からは「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、総合的な少子化対策を推進してきました。

一方、本市は、重要課題である保育ニーズに応えるため、教育・保育施設の整備に取り組むとともに、幼児教育・保育の質の向上や認定こども園への移行を推進してまいりました。また、放課後児童クラブや病児保育事業の新規開設など、多様なニーズに応えるべく子育て支援の充実を図ってきたところです。

このような中、前期計画が令和元年度末で終期を迎えることから、これまでの取り組みの成果や課題等を踏まえ、更に子育て支援の充実を図るため、令和 2 年度から 6 年度までを計画期間とする「第二期鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

鶴岡市の将来を担う子ども達は、かけがえのない宝です。子ども達が健やかに育まれる社会を目指し、市民の皆様はじめ、企業や関係機関・団体と力を合わせ取り組んでまいります。皆様の一層のご支援とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「鶴岡市児童福祉審議会」委員の皆様をはじめ、アンケートによるニーズ調査にご協力いただきました多くの市民の皆様や関係の方々に心からお礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

鶴岡市長 皆 川 治

目 次

第1章 計画の策定にあたって		
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の対象	2
4	計画の期間	3
5	計画の策定方法	3
第2章 鶴岡市の子ども・子育てを取り巻く環境		
1	子どもをめぐる状況	4
2	子育てに関する意識の現状	10
3	子ども・子育て支援事業計画の実施状況	16
4	基本的な課題	18
第3章 計画の基本的な考え方		
1	基本理念	19
2	計画推進のための基本的な視点	19
第4章 子育て施策の展開		
1	子育て施策の体系	20
2	基本施策の展開	21
第5章 子ども・子育て支援事業の推進		
1	教育・保育提供区域の設定	32
2	量の見込みの推計	32
3	幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容	33
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	35
5	教育・保育等の提供体制の確保	42
6	放課後児童の居場所づくりの推進	45
第6章 計画の推進		
1	推進体制	47
2	進捗状況の管理・評価	47
資 料		
	計画策定の経過 等	48

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

鶴岡市では、平成27年3月に「鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、共働き世帯の増加に伴う多様な保育ニーズ等に対応するため、教育・保育施設の整備をはじめ、延長保育や放課後児童クラブなどの提供体制の整備、内容充実を図ってきました。

しかしながら、今なお、保育所における待機児童問題は全国的に喫緊の課題とされており、本市も例外ではありません。加えて、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を感じている家庭が少なくないという現状もあります。

今後は、幼児教育・保育の無償化や働き方改革等に伴い、子育てや暮らし方がなお一層多様化することが予想され、保護者ニーズに対応した子育て支援が益々重要になると考えています。

このような状況を踏まえ、平成31年度末をもって終了する「鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」を検証するとともに、現状と課題を分析・整理して、引続き、子ども・子育て支援新制度を計画的に推進していくため、「第二期鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づける計画です。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

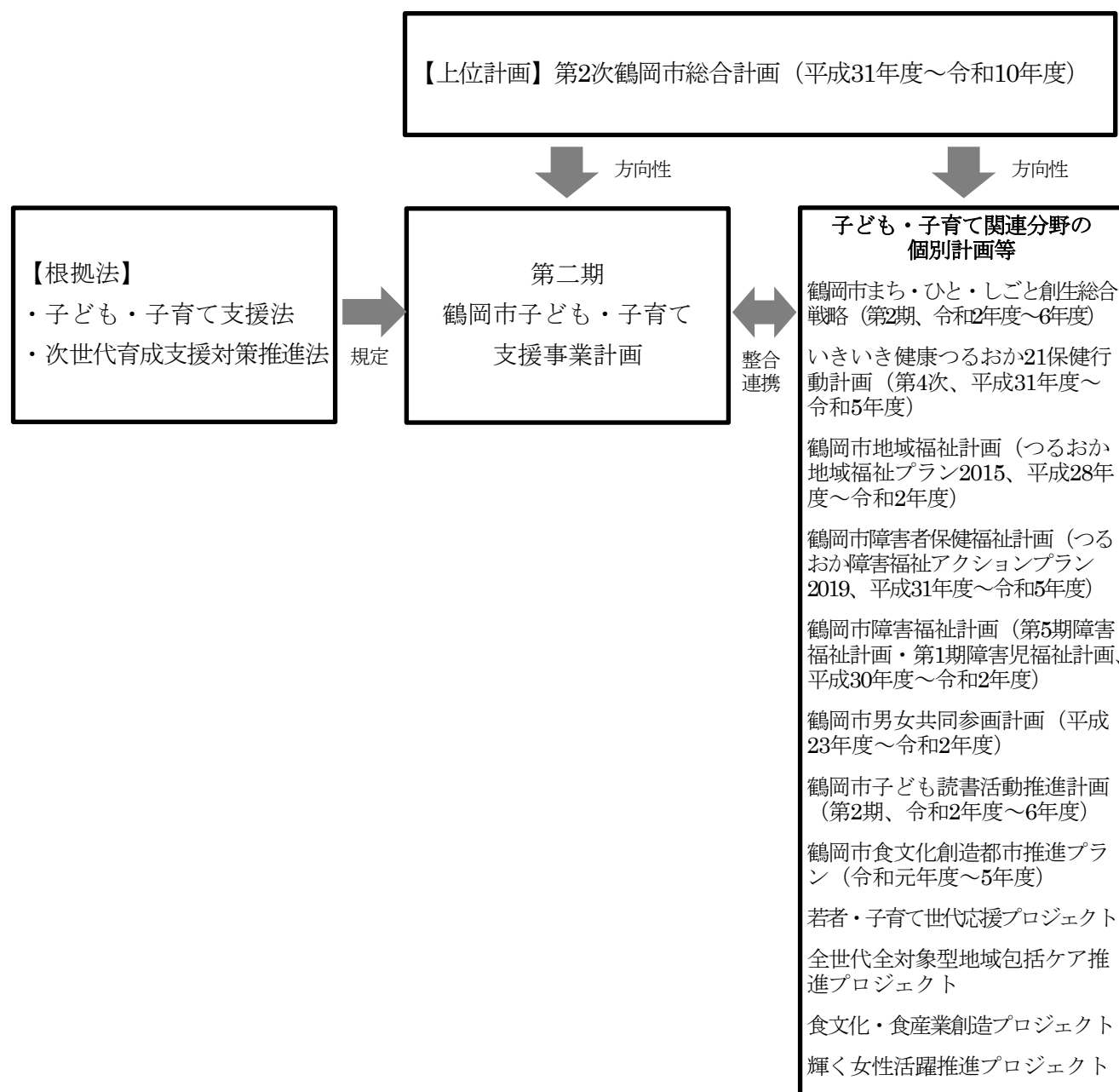
「次世代育成支援行動計画」策定の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」は平成17年4月から27年3月までの10年間の時限法でしたが、法改正により有効期間が10年間延長され、同法第8条で定める「市町村行動計画」の策定については、子ども・子育て支援法により

子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けされたことに伴い、任意化されました。

本市では、これまで取組みを進めてきた「次世代プラン」の基本的な考え方等を本計画でも継承し、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を併せ持つ計画とします。

（３）子ども・子育てに係る総合的な計画

本計画の策定にあたっては、本市のまちづくりの基本となる「第２次鶴岡市総合計画」をはじめ、鶴岡市障害福祉計画など関連の分野別計画との整合、連携を図り、子ども・子育てに関する総合的な計画として事業を推進します。



3 計画の対象

この計画は、おおむね 18 歳未満の全ての子どもとその家庭を対象としています。また、一部の施策については、次代の親づくりという視点から今後親となる若い世代も対象としています。

4 計画の期間

この計画は、令和 2 年度を初年度とし、令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とします。

5 計画の策定方法

（１）ニーズ調査の実施

計画を策定するための基礎資料を得るため、「第二期鶴岡市子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

- ①調査対象 小学校就学前児童のいる全世帯 3,817 世帯
- ②調査方法 郵送配布・回収（保育所等利用家庭は施設を通して配布・回収）
- ③回収状況 回答数 2,792 世帯（回収率 73.1%）
有効回答数 2,787 世帯
- ④調査時期 令和元年 6 月

（２）庁内体制

庁内の関係課で構成する「子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を設置し、全庁的な取り組みとして共通認識のもとに計画を策定し、連携して事業を推進していくこととしました。

（３）「鶴岡市児童福祉審議会」の開催

計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法に基づく合議制の機関として、児童の保護者、幼稚園や保育所及び子育て支援事業に従事している事業関係者、学識経験者等からなる「鶴岡市児童福祉審議会」を開催し、計画の内容について協議しました。

（４）市民意見の反映

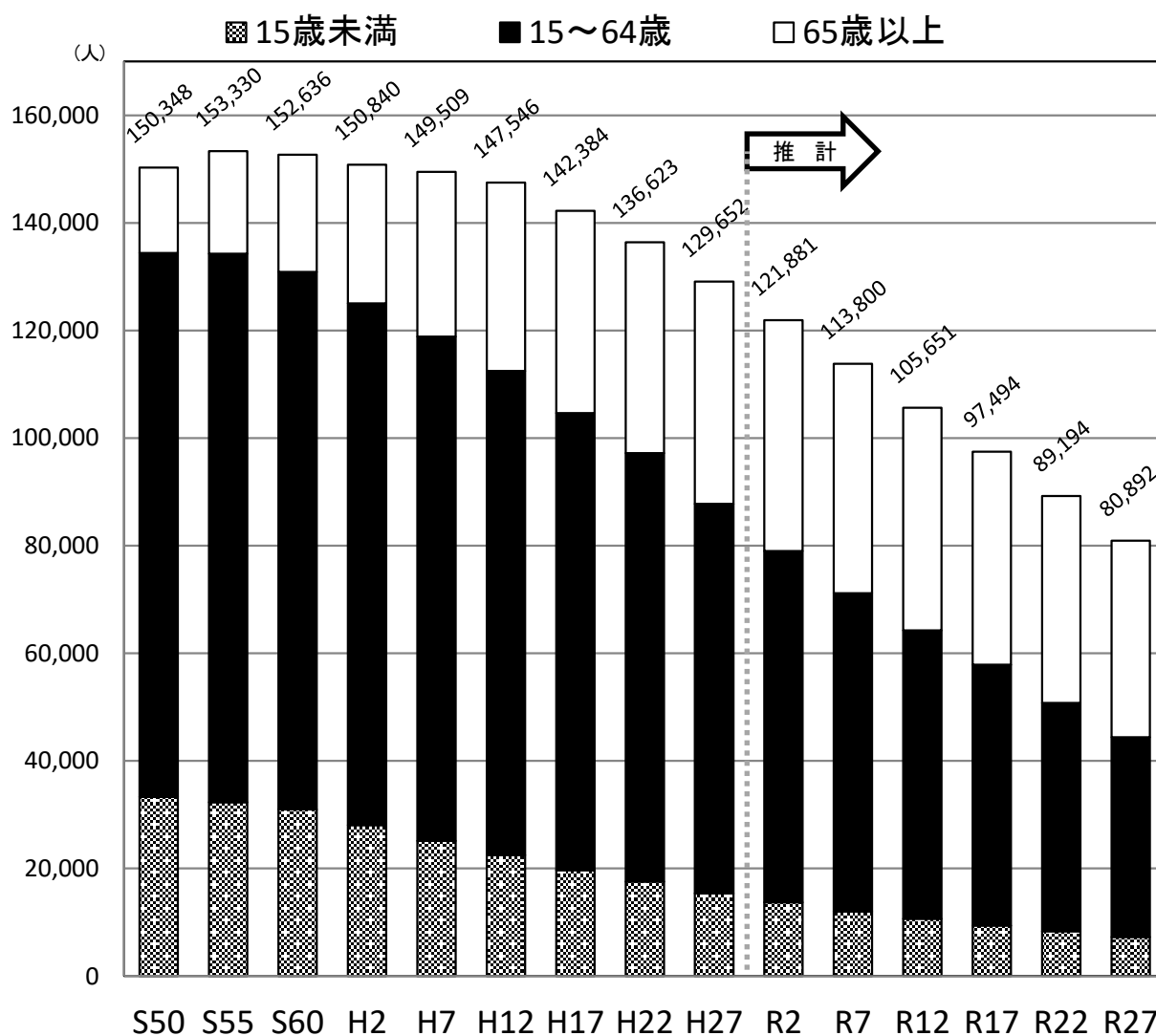
ニーズ調査のほか、パブリックコメントを実施しました。

第2章 鶴岡市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 子どもをめぐる状況

●人口の見通し

本市の人口は昭和30年の177,859人をピークに減少し、平成27年には129,652人になりました。生産年齢人口（15～64歳）は昭和45年の67.2%をピークに平成27年には55.9%に減少しているほか、平成7年には、65歳以上の高齢人口が15歳未満の年少人口を上回り、以後その差は拡大し、少子高齢化が進行しています。

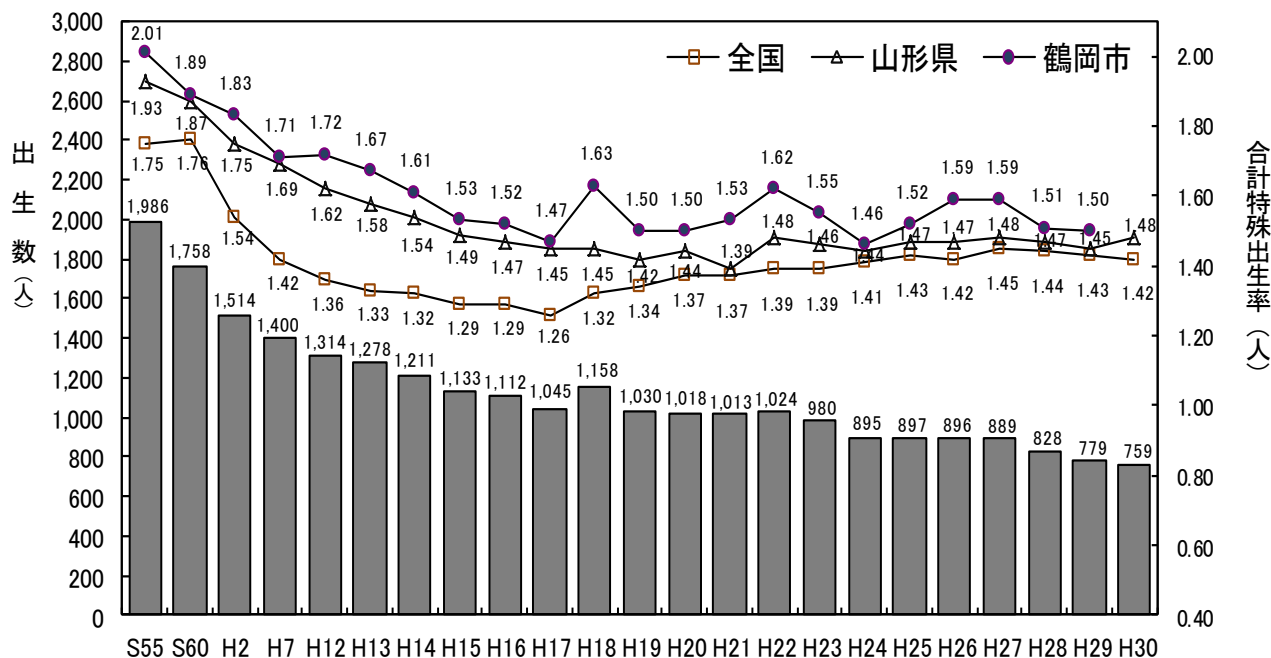


年齢区分別人口（資料：国勢調査。令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口、平成30年）

●出生数と合計特殊出生率

本市の出生数は年々減少しており、平成 23 年に 1,000 人を切り、平成 30 年の数値（住民基本台帳調べ）は、30 年前の約半分となっています。

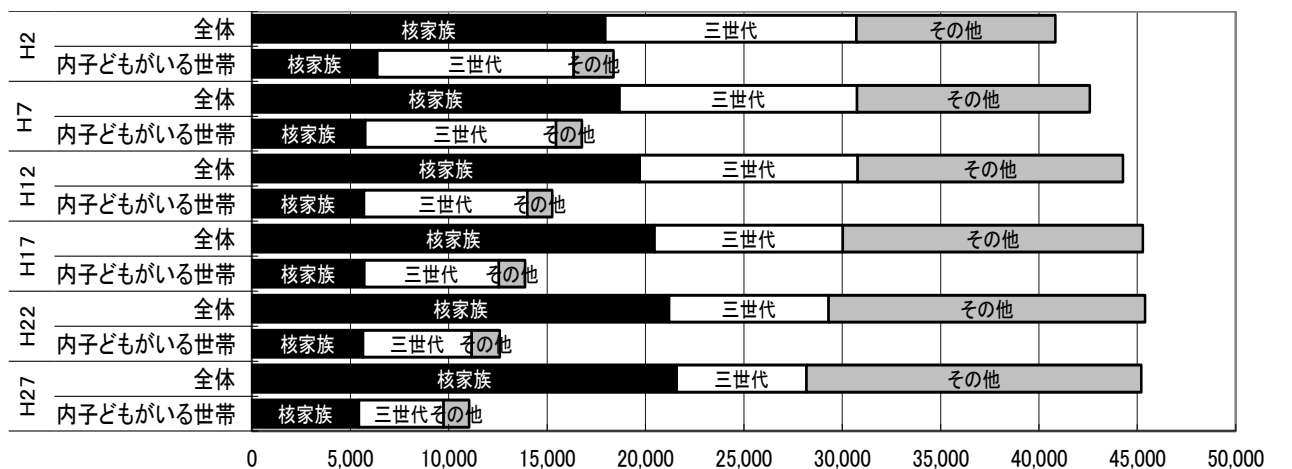
また、本市の合計特殊出生率は、全国や県の合計特殊出生率を若干上回るものの、年々低下の傾向にあります。



出生数と合計特殊出生率の推移（資料：山形県保健福祉統計年報）

●世帯の状況

核家族世帯の割合は年々増加傾向にあり、平成 27 年は全体の 47.8%が核家族世帯です。一方、三世帯同居は減少の傾向にあり、それは 18 歳未満の子どもがいる家庭でも同様です。

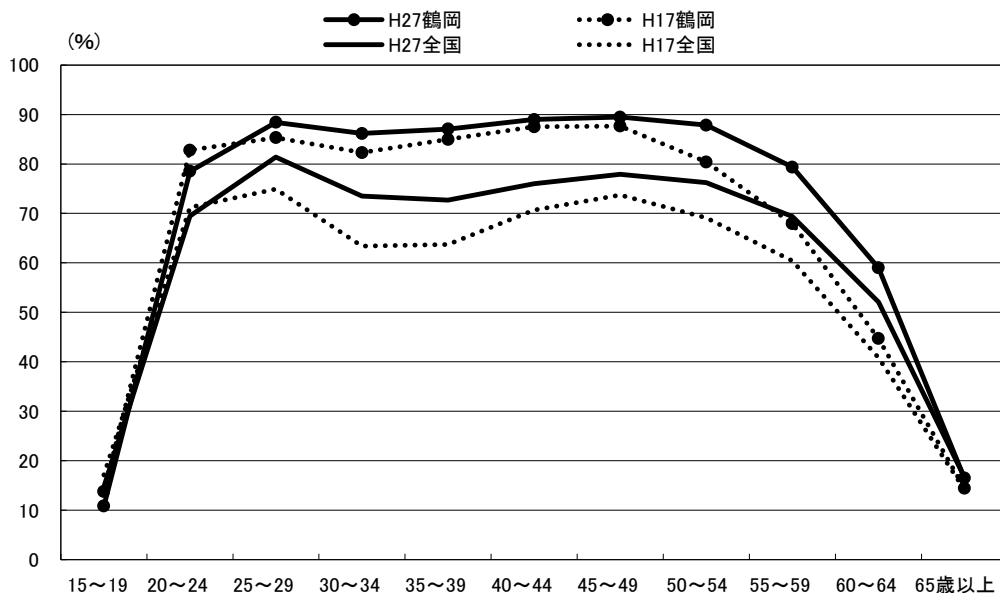


核家族と三世帯家族世帯数の推移（資料：国勢調査）

(世帯)

●女性の就労状況

本市の女性の年齢別就業率は、ほとんどの年齢層で全国よりも高い水準にあります。全国的に、結婚や出産期となる20代後半から40代前半には労働力率は下がる傾向にありますが（いわゆるM字カーブ）、本市はその年代でも落ち込みは小さく、子育て期でも働いている割合が高くなっています。

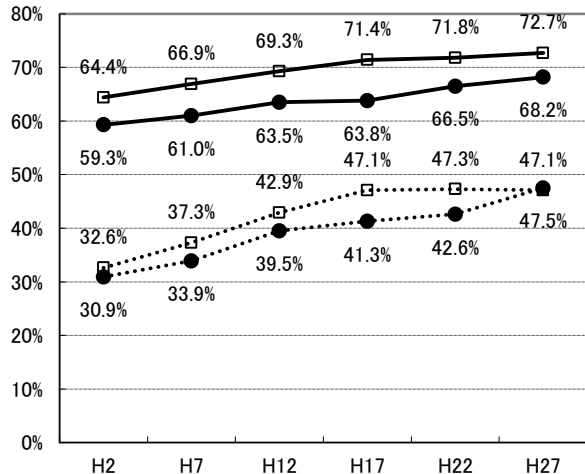


女性の年齢別労働力率（資料：国勢調査）

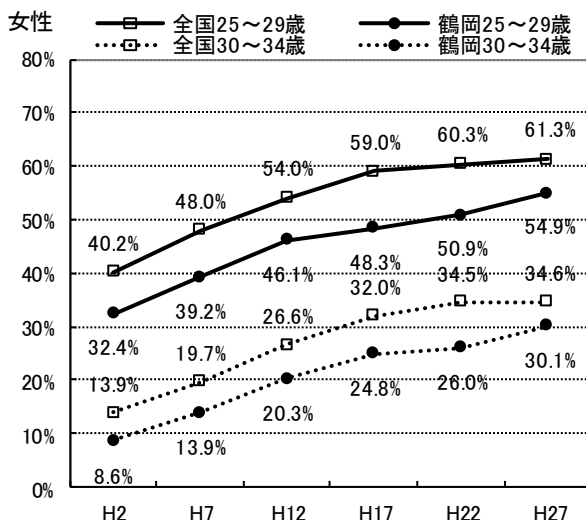
●晩婚化・未婚化の進行

本市の未婚率は、男女とも年々高くなる傾向にあります。平成27年の本市の未婚率は30～34歳の男性が47.5%、女性が30.1%で、全国平均とほぼ同じ割合となっており、晩婚化・未婚化が進行しています。これは、本市の少子化にも深く関係しています。

男性



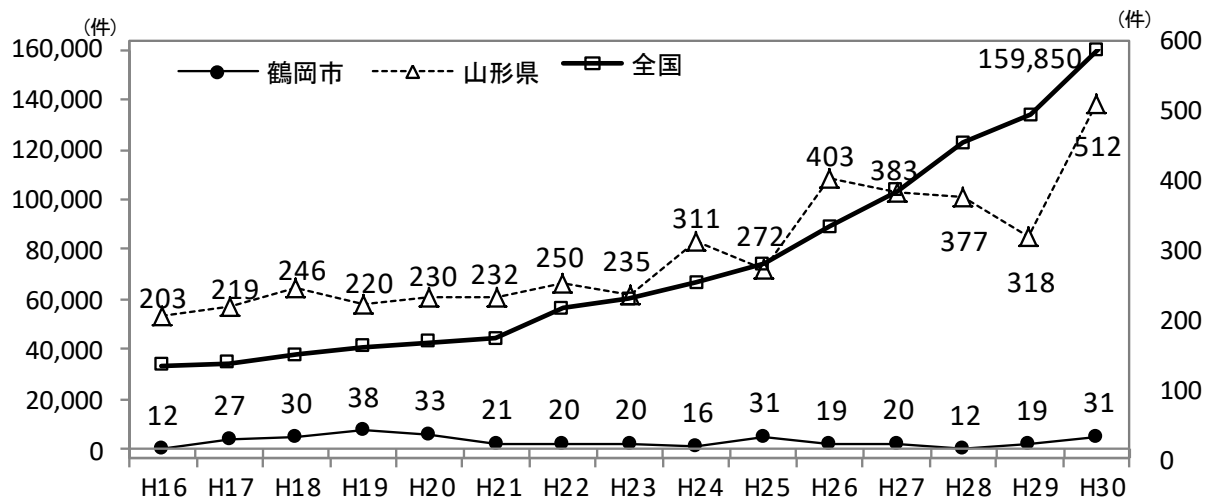
女性



年齢別未婚化の推移（資料：国勢調査）

●児童虐待の状況

社会的な関心が高くなっている児童虐待の認定件数は全国的に増加の傾向にありますが、本市の平成30年度の児童虐待認定件数は31件となっています。



児童虐待の認定件数等 (資料: 子育て推進課)

●ひとり親家庭の状況

母子家庭や父子家庭といった「ひとり親家庭」は、近年、横ばいで推移しています。平成27年の本市の母子家庭は615世帯、父子家庭は72世帯となっています。

ひとり親家庭の世帯数 (資料: 国勢調査)

	鶴岡市		山形県		全 国	
	H27	H22	H27	H22	H27	H22
一般世帯数	45,198 世帯	45,395 世帯	392,288 世帯	387,682 世帯	53,331,797 世帯	51,842,307 世帯
母子世帯数*	615 世帯	665 世帯	5,265 世帯	5,034 世帯	754,724 世帯	755,972 世帯
割合	1.36%	1.46%	1.34%	1.30%	1.42%	1.46%
父子世帯数*	72 世帯	65 世帯	547 世帯	508 世帯	84,003 世帯	88,689 世帯
割合	0.16%	0.14%	0.14%	0.13%	0.16%	0.17%

※ 母子世帯・父子世帯は、他の世帯員がいる世帯を含みません。

●自閉症など発達が気になる子どもの状況

乳幼児の自閉症をはじめ発達障害等の診断を受けている子どもの数は、ほぼ横ばいとなっています。一方で、発達障害の症状はみられるものの診断基準を満たさない子どもや、医療機関を未受診のために診断を受けていない子どももいますが、診断の有無に関わらず発達等の課題が認められる児については、状況に応じ、個別の支援を行っています。

保育園等施設を利用している障害児数 (診断ありのみ、資料: 子育て推進課)

	発達障害児数※1	その他障害児数※2	合 計
H29	55 人	19 人	74 人
H30	49 人	23 人	72 人
H31	48 人	23 人	71 人

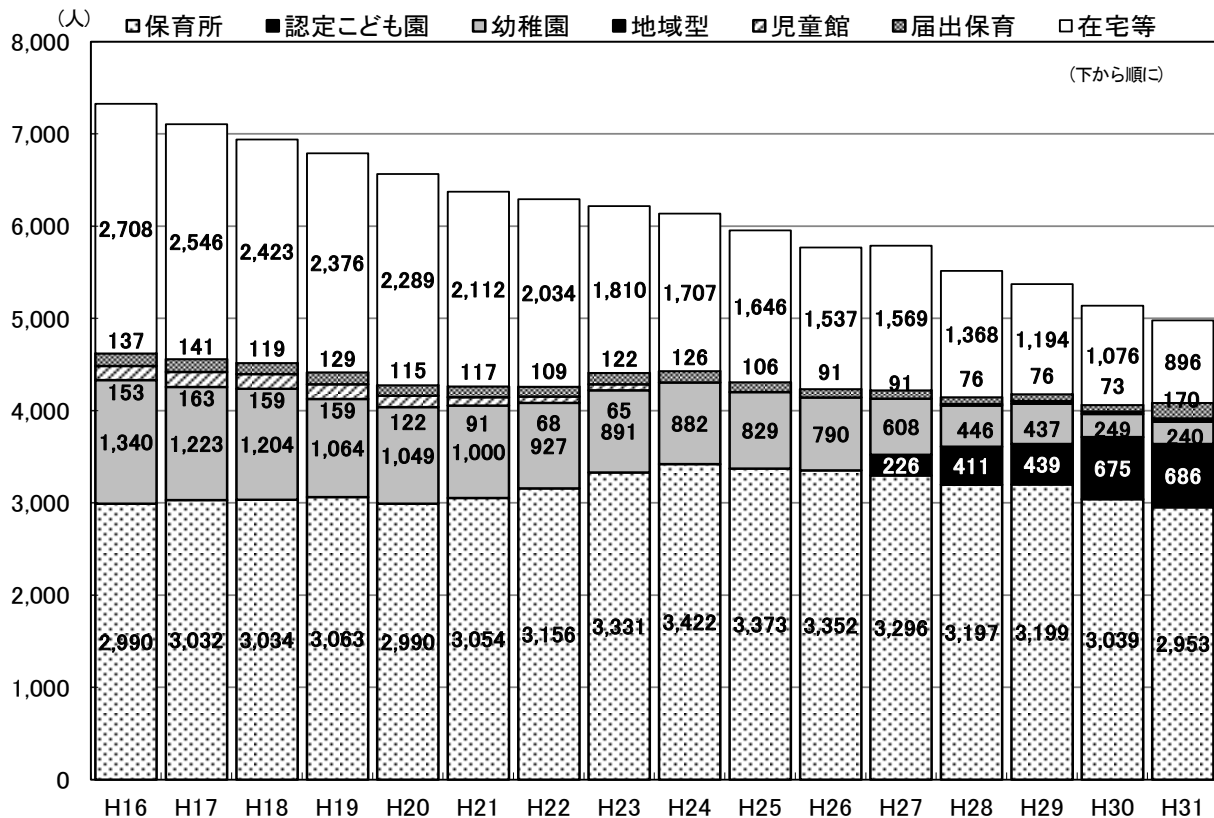
※1 診断をあわせ持っている場合でも、診断名の中に発達障害の診断(自閉スペクトラム・ADHD・またはその傾向)がある場合は、発達障害でカウントしています。

※2 その他障害には、ダウン症、身体障害、その他発達遅滞、知的障害等も含まれています。

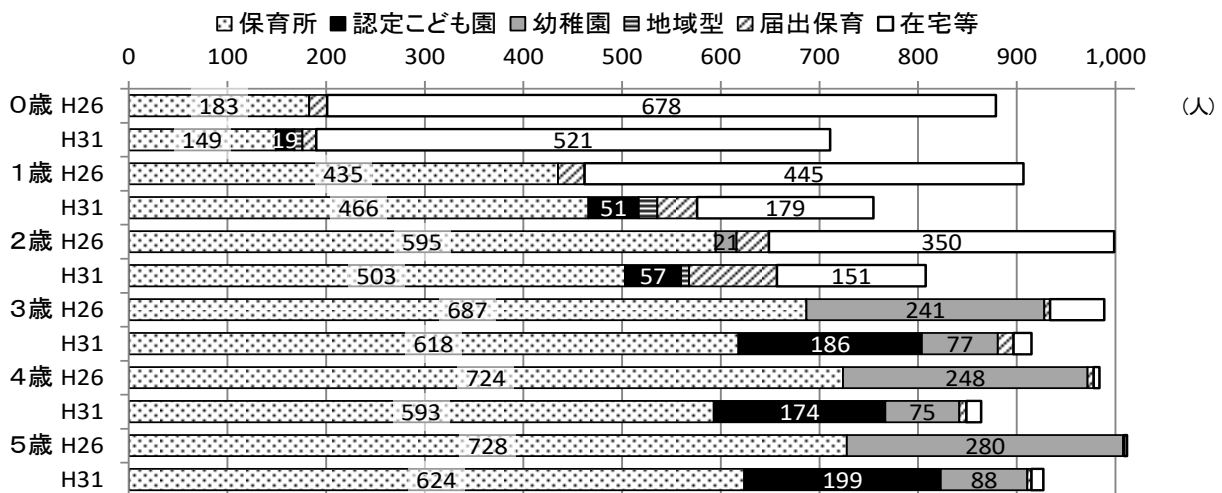
●就学前の保育の状況

就学前の児童数は年々減少の一方、保育所等の施設利用者は横ばいで、家庭保育の児童は減少しています。平成31年4月現在の施設利用者は全体の約8割の4,084人となっています。その中でも、低年齢児の利用割合は増加傾向にあり、0歳児では26.7%（平成26年4月 22.9%）、1歳児では76.3%（同 50.9%）、2歳児では81.3%（同 65.0%）の児童が何らかの施設を利用しています。

なお、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、平成27年以降、本市にも認定こども園や地域型保育施設が開設され、保育需要に対応しています。



就学前児童の保育状況の推移（各年4月1日現在。資料：子育て推進課）

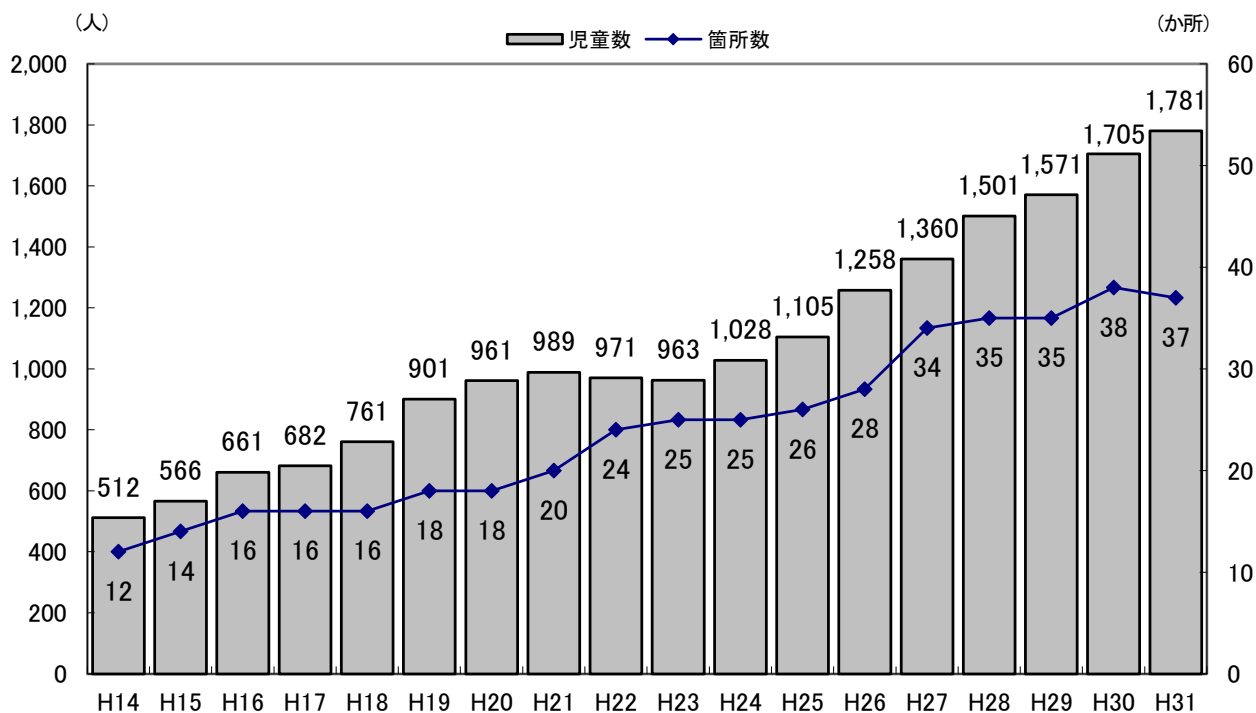


年齢別保育状況（4月1日現在。ただし、H26の幼稚園は5月1日現在。資料：子育て推進課）

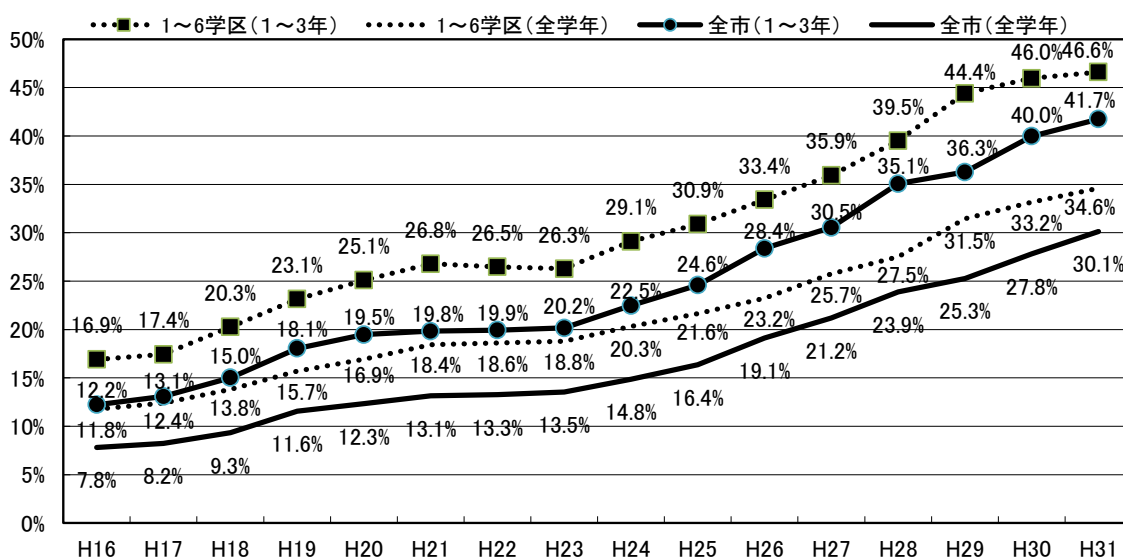
●放課後児童クラブの状況

放課後や長期休暇等の日中、保護者がいない家庭の小学生を預かる放課後児童クラブは、設置数（支援単位数※）、登録児童数ともに増加傾向にあります。平成31年度は37支援の単位のクラブがあり、1,781人の児童が登録しています。

鶴岡地域市街地の低学年は最も利用率が高く47%、全市の全学年でも30%となっており、少子化で児童は減少しているものの、核家族化や共働き世帯の増加などにより利用者は増加しています。



放課後児童クラブ数と登録児童数の推移（箇所数について、H27以降は支援の単位数※。資料：子育て推進課）



放課後児童クラブの利用率の推移（資料：子育て推進課）

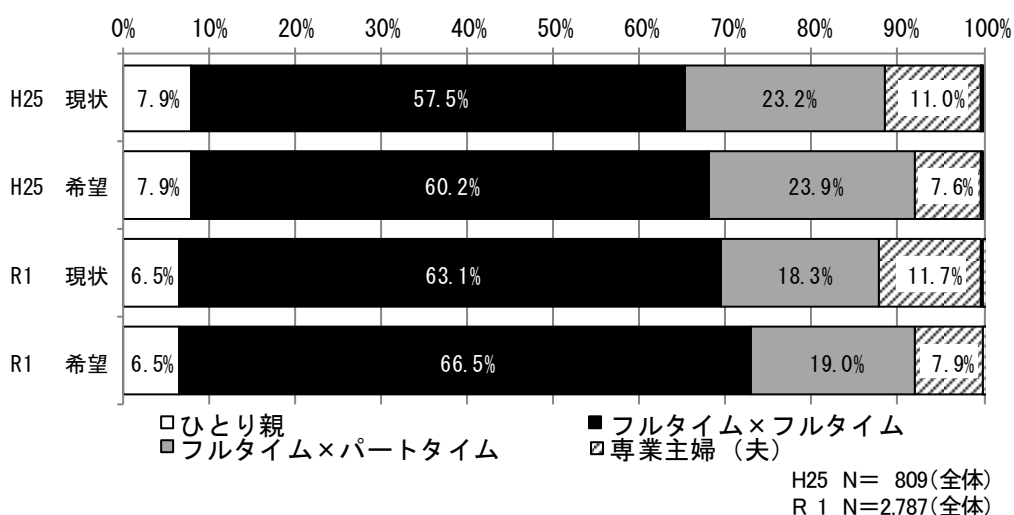
注※) 子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、平成27年度より、設備及び運営についての基準を設けたもので、おおむね40人以下の集団を支援の単位として運営しています。

2 子育てに関する意識の現状

小学校就学前児童のいる家庭を対象に実施した「鶴岡市子ども・子育て支援ニーズ調査」(平成25年度、令和元年度に実施)から概要を報告します。

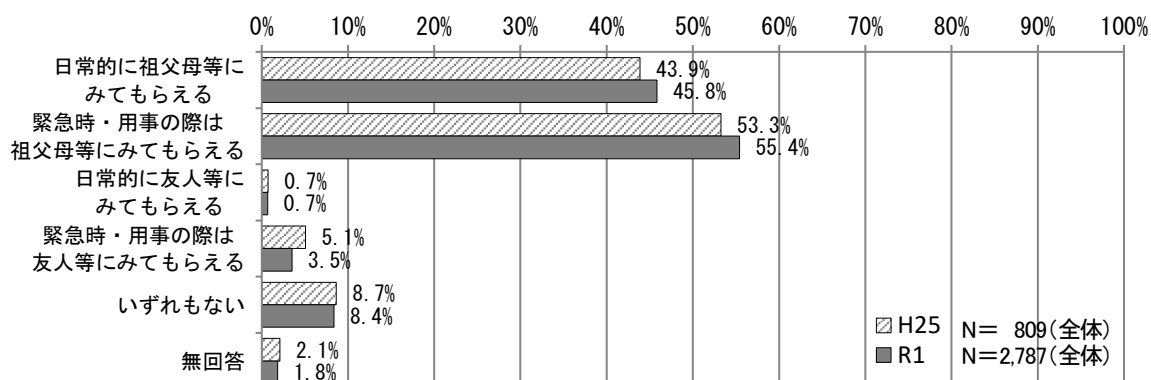
●父母の就労状況(現状と希望)

現在の父母の就労状況について、「父母共にフルタイム」が63.1%、「フルタイムとパートタイム」が18.3%、「どちらかが専業主婦(夫)」が11.7%です。一方、就労希望を踏まえると、フルタイム若しくはパートタイムで就労することを希望する人が増え、「どちらかが専業主婦(夫)」が7.9%となります。



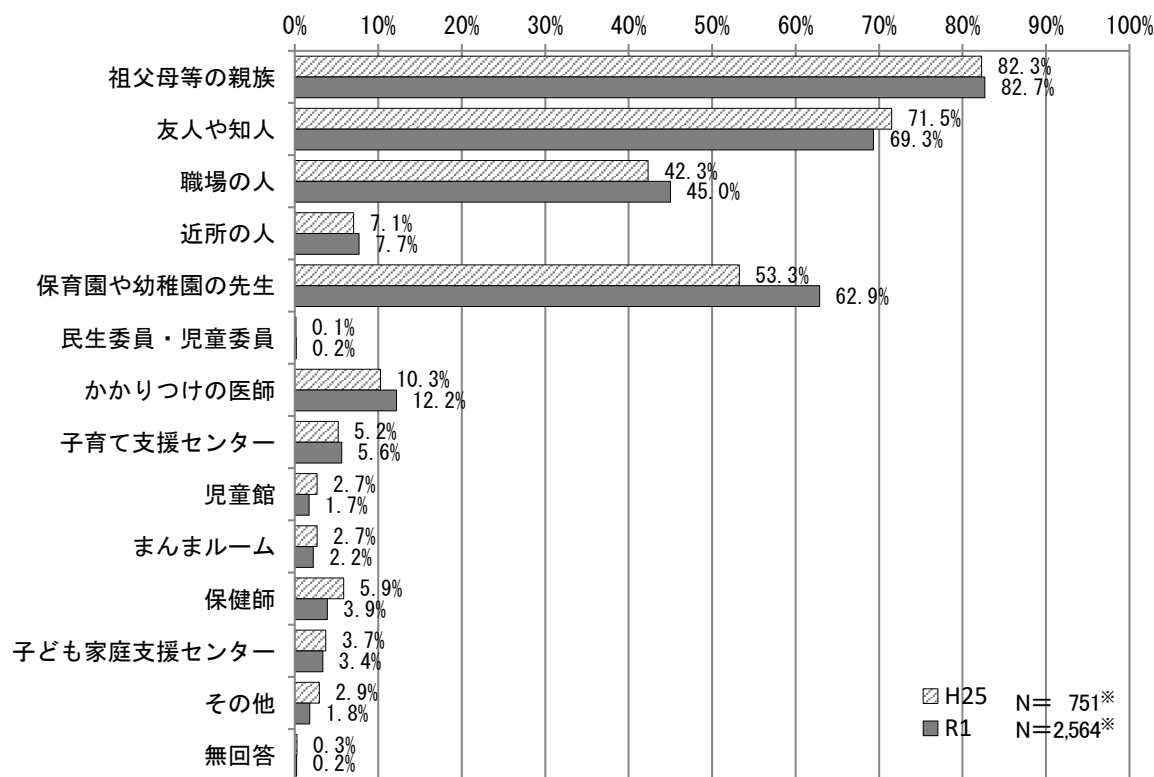
●日頃子どもをみてもらえる親戚・知人(複数回答あり)

子どもを「緊急時等は祖父母等にみてもらえる」が55.4%、「日常的に祖父母等にみてもらえる」が45.8%となり、前回調査時よりも微増しています。一方、「いずれもない」が8.4%います。



●子育てについて気軽に相談できる人や場所（複数回答あり）

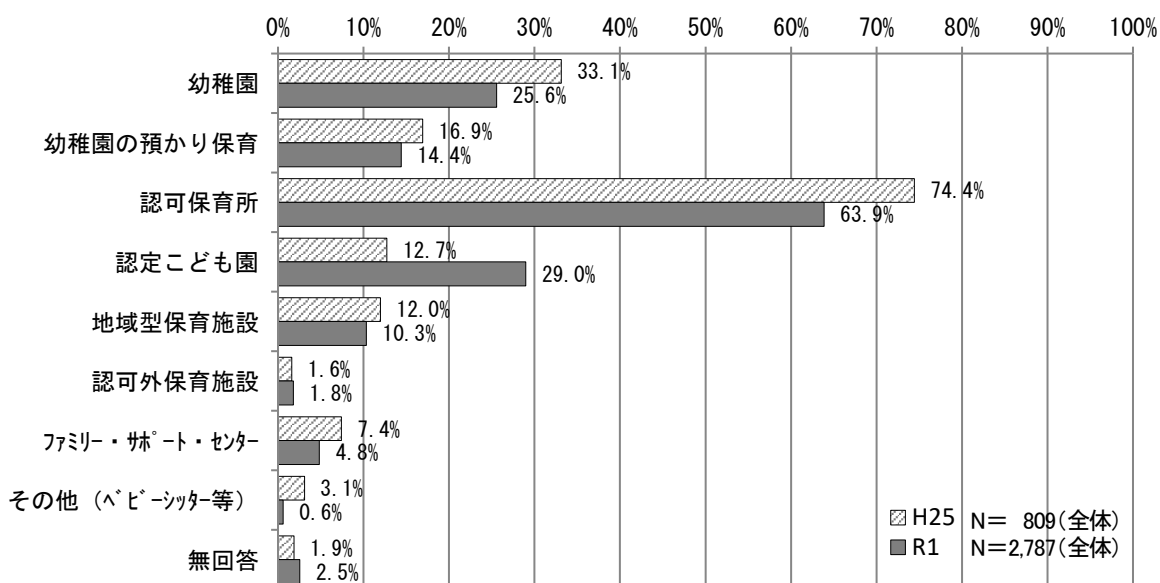
子育てについて気軽に相談できる人や場所が「いる／ある」と回答した人がほとんどで（前回調査時 751 人、今回 2,564 人）、「祖父母等の親族」や「友人や知人」「保育園や幼稚園の先生」が多くなっています。



※「子育てについて相談できる人や場所がある」と回答した方を対象に調査。

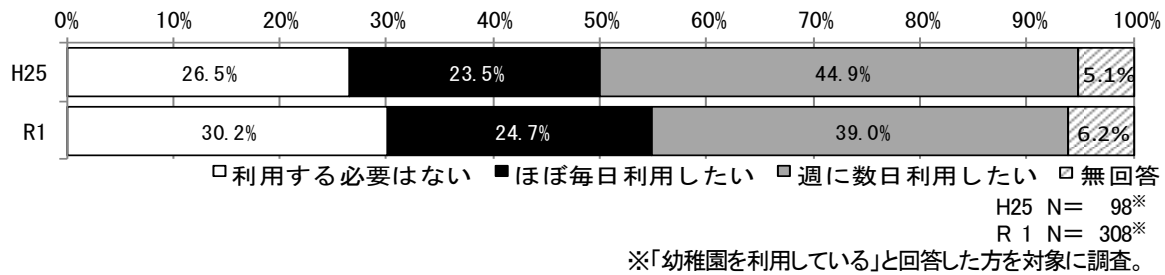
●定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答あり）

教育・保育事業の今後の利用希望については、「認可保育所」が 63.9%、「認定こども園」が 29.0%、「幼稚園」が 25.6%となっています。平成 27 年以降、幼稚園や保育所から移行するなどして認定こども園が開設されたこともあり、認定こども園の利用希望は大幅に増えています。



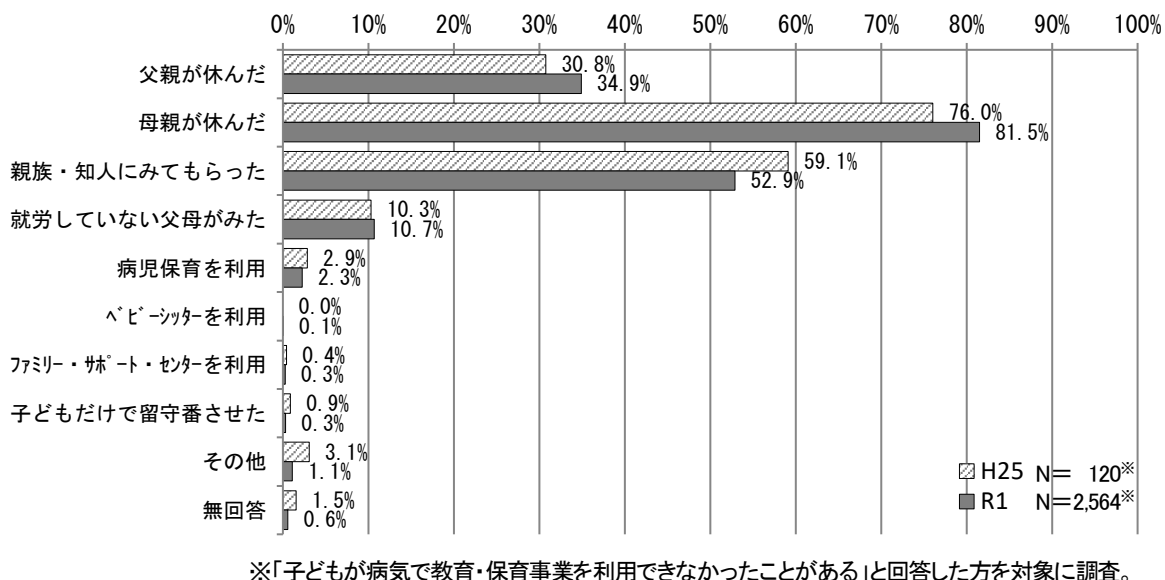
●（幼稚園利用の方対象）夏休み・冬休みなど長期休暇中の教育・保育事業の利用希望

幼稚園を利用者の長期休暇中の教育・保育事業の利用希望は、「利用する必要はない」が30.2%、「ほぼ毎日利用したい」が24.7%で、それぞれ前回調査時よりも微増しています。



●子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった場合の対処方法（複数回答あり）

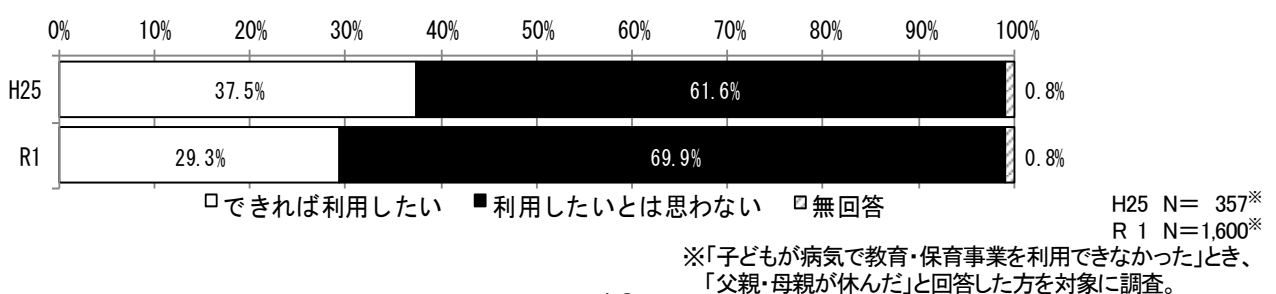
病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった場合、「母親が休んだ」が81.5%、「親戚・知人にみてもらった」が52.9%、「父親が休んだ」が34.9%で、父親・母親が休んで対応している割合が、前回調査時よりも微増しています。



●（前問で「父親・母親が休んだ」と回答した方対象）病児・病後児のための保育施設等の利用希望

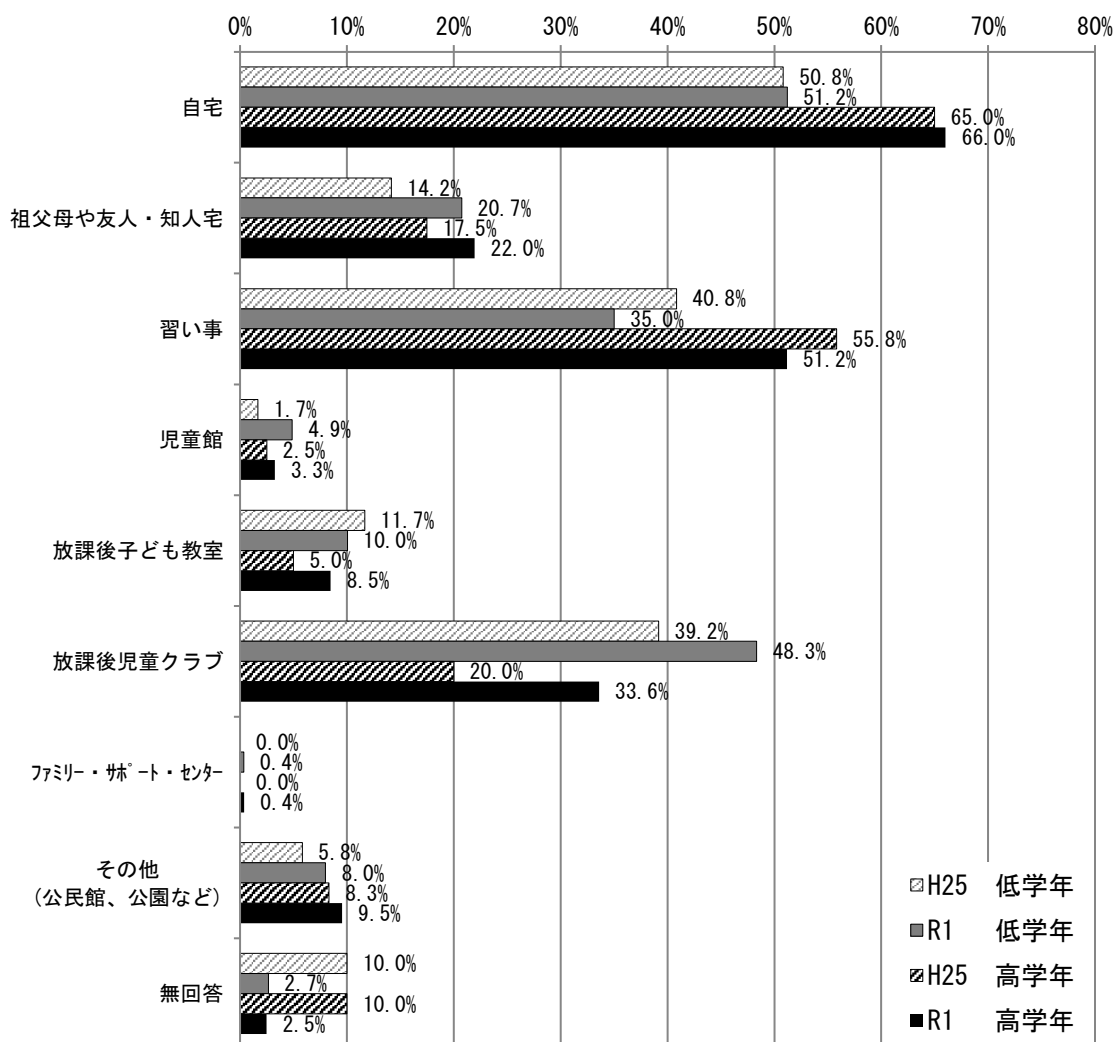
病児・病後児保育施設等を「利用したいとは思わない」が69.9%で前回調査時よりも増加しています。別の問で利用したいと思わない理由をきいたところ、「親が仕事を休んで対応する」「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」「利用料がかかる」などが多くなっています。

一方、「できれば利用したい」も29.3%で、利用希望日数は、「5日」「3日」「7日～12日」の順に多くなっています。



●小学生になったら、放課後過ごさせたい場所（複数回答あり）

小学生になったら放課後をどこで過ごさせたいかについては、低学年では「自宅」が51.2%、「放課後児童クラブ」が48.3%、高学年では「自宅」が66.0%、「習い事」が51.2%、「放課後児童クラブ」が33.6%となっています。「放課後児童クラブ」と回答した方は、前回調査時と比べて、低学年でも高学年でも増加しています。



H25 N= 120※
R 1 N=2,787(全体)

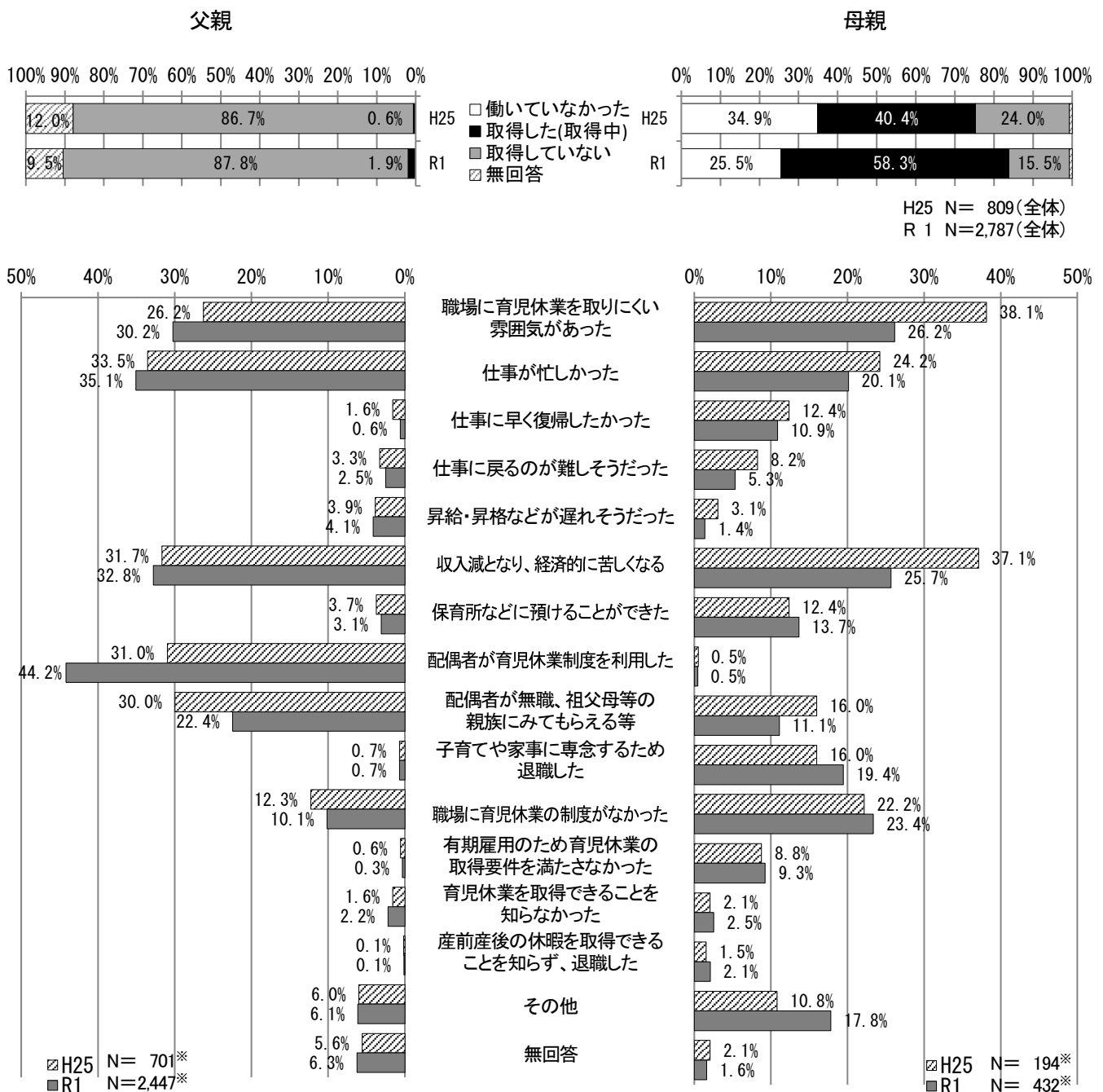
※5歳以上の子どもの保護者を対象に調査。

●「育児休業の取得状況」と「育児休業を取得していない理由（複数回答あり）」

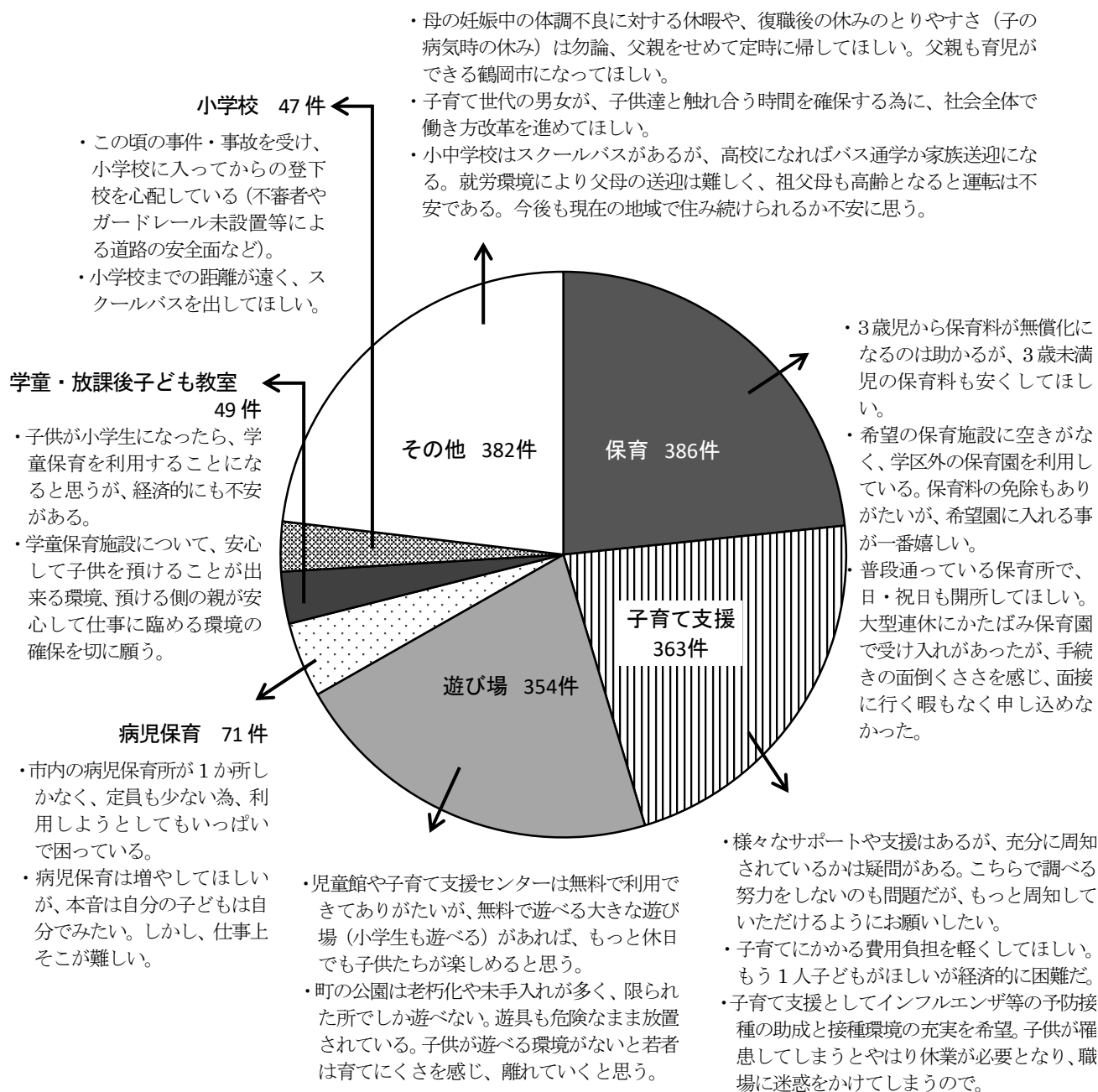
育児休業を取得した人は、父親・母親ともに前回調査時よりも増加しています。

父親の育児休業の取得状況は、「取得した」が1.9%、「取得していない」が87.8%と圧倒的に多くなっています。また、取得していない理由では、「配偶者が育児休業制度を利用した」が44.2%と最も多く、次いで「仕事が忙しかった」「収入源となり、経済的に苦しくなる」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が多くなっています。

母親の育児休業の取得状況は、「取得した」が58.3%、「取得していない」が15.5%となっています。また、取得していない理由では、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が26.2%と最も多く、次いで「収入源となり、経済的に苦しくなる」「職場に育児休業の制度がなかった」「仕事が忙しかった」が多くなっています。

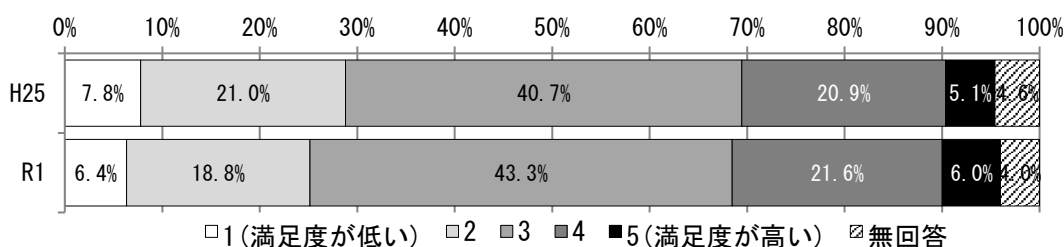


●意見等自由記述の回答状況（有効回答数2,787人のうち、記述があった1,124人から寄せられた1,652件の意見）



●子育て環境や支援への満足度

子育て環境や支援への満足度では、中間点である「3点」が43.3%と最も高くなっています。また、満足度が高い「4点」「5点」を合わせると27.6%、満足度が低い「1点」「2点」を合わせると25.2%となりました。前回調査時と比べて、「3点」以上の割合が微増しています。



H25 N= 809(全体)
R1 N=2,787(全体)

3 鶴岡市子ども・子育て支援事業計画の実施状況

鶴岡市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度から 31 年度）では、「恵まれた豊かな自然と、歴史と伝統ある文化を生かし 子ども・家庭・地域がともに元気に育つまち 鶴岡」を基本理念とし、次代を担う子ども達が健やかに育まれる社会を目指し、4 つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開に取り組みました。

●基本目標 1 子どもを育てる「親育ち」を支えます

核家族化や少子化の進行に伴う子育ての孤立化や負担感の増大を防ぎ、子育てが楽しいと感じられるようにするため、31 事業について取り組みました。

妊娠期から出産、子育て期にわたって切れ目のない支援を行うために、健康課と子ども家庭支援センターが連携して「子育て世代包括支援センター」を開設（平成 30 年 6 月）し、子育てに関する情報提供や相談・支援体制の充実を図りました。開設に伴う新規事業として、「子どもの総合相談窓口」を設置し、専任職員を 2 名配置して子どもに係る相談等に対応したほか、障害児通所事業所「あおば学園」及び学校教育課の職員による定期相談日を設け、障害児や思春期児童等についても幅広くサポートしました。

このほか、延長保育事業や病児保育事業（体調不良児対応型）などの実施園を増やして提供体制の拡充を図るとともに、家庭で保育をしている保護者向けの一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業を実施するなど、多様な保育サービスの提供により子育て家庭を支えました。

また、子どもの貧困対策の一助として、平成 29 年度から県のモデル事業「子どもの生活・学習支援事業 鶴岡教室」の開設や「子ども食堂」を実施し、貧困などに伴う様々な悩みを抱える子どもや家庭に対し、地域の中での居場所を提供し、子どもの生活向上や将来の自立支援に寄与しました。

●基本目標 2 子どもの健やかな成長を守ります

妊娠・出産から新生児期及び乳幼児期までの母親と子どもの健康が確保されるよう、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携を図りながら、30 事業に取り組みました。

産後から乳幼児期の子育て家庭に対する支援として、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査などの母子保健事業等を通じて、子どもと家庭の状況把握に努めるとともに、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行い、子どもの順調な成長・発達と健康を守りました。

また、障害の疑いや心身の発達に不安のある子どもについては、乳幼児健康診査などで把握に努めるとともに、保護者への支援も含めた総合的かつ継続的な支援が必要であることから、保健、福祉、医療、教育分野における関係機関及び専門職員による連携のもと、年齢や障害の状況にあった相談支援や専門的な医療・療育の提供が行える体制の充実を図りました。加えて、教育・保育施設等に通う障害児らに専任の保育士等を配置したり、臨床発達心理士の資格を持

つ専門保育士が施設を訪問して、児の特性に合わせた支援を検討したりするなど支援体制を整え、児が集団生活に適応できるようにしました。

このほか、年々増加傾向にある児童虐待に関する相談の背景には、親の養育力に関わる問題があります。妊娠期から継続して支援を行い、様々なアプローチにより社会的孤立を防ぐことで、児童虐待の未然防止と早期支援に努めました。しかしながら、児童虐待認定につながる通告件数は増加傾向にあることから、不適切な養育環境にあるなど虐待リスクを抱える家庭への見守り・支援を徹底し、子どもの命を守る取組みの強化が求められています。

●基本目標3 心身の健やかな成長に向けた教育・保育環境を整備します

次代を担う子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう 14 事業に取り組みました。

少子高齢化や核家族化の進行等に加え、働き方の多様化により、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。子どもの人口は減少しているものの、0～2 歳児の低年齢児の保育需要は増加傾向にあることから、既存施設の認定こども園への移行や地域型保育事業の開設により、保育ニーズに対応しています。平成 31 年 4 月現在、認定こども園は 9 か所、地域型保育事業は 3 か所となり、平成 26 年度の定員に比べ、0 歳児 22 人、1・2 歳児 41 人の受入枠の拡大を図りました。

一方で、質の高い教育・保育の提供のために、その担い手である保育士等の確保が切実な課題となっています。国の制度等を活用し、保育士等の処遇改善に努めていますが、全国的な保育士不足の中、質の高い保育の提供を推進していくため、保育士確保に向けた取組みにより一層力を入れていく必要があります。

また、放課後児童の居場所づくりについて、全ての児童が安心・安全に過ごし、多様な学びや体験活動ができる場所を提供しました。令和元年 5 月現在、放課後児童クラブは 22 クラブ・37 支援の単位で登録児童は 1,781 人、放課後子ども教室は 8 教室 295 人で実施しています。利用希望が拡大傾向にある放課後児童クラブは、平成 27 年度と比較して 424 人分の受入拡大のほか、職員の処遇改善などを行いましたが、施設によっては利用児童が多く混雑した状況となっており、こうした施設を中心に混雑の緩和や職員の確保、既存施設の老朽化への対応が課題となっています。

●基本目標4 仕事と子育てが両立できる環境をつくります

若者が地域で就業機会を確保し、安心して出産・子育てができるよう 5 事業に取り組みました。

働き方や家庭内の役割分担等について学習する機会を提供したほか、休日に遊び場を開放して父親の育児参加の促進を図るなど、父親・母親の子育てに関する意識の変革を促しました。

今後は、男女共に働きやすい環境づくりを推進するため、働き方改革やワーク・ライフ・バランスなどの取組みとともに、社会全体で子育てに対する理解を深めていくことが課題となっています。

4 基本的な課題

第2章で示した本市の子どもをめぐる状況やニーズ調査結果、前の計画の実施状況、また、各種制度の動向等を踏まえ、今後の課題を整理すると、以下のとおりです。

●子育ての楽しさを実感できる環境づくり

全国的に少子化が進む背景として、晩婚化・未婚化が挙げられており、本市でも男女ともに多くの年代で未婚率が上昇しています。また、社会環境の変化等による地域コミュニティの脆弱化や核家族化の進行に伴い、子育てを取り巻く環境や子育てに対する意識も変化しています。育児経験の不足から、育児の方法がわからない、自分の子育てに自信がないなど育児不安を抱える親が増えています。子育て中の保護者が、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子育てが楽しいと思えるように支援体制を整備していく必要があります。

●全ての子どもの健やかな成長を支える

多様な保育ニーズに応えるため、各種サービスが行われています。サービスの種類や内容の充実は勿論ですが、子育て家庭が必要とするサービスを円滑に利用できるよう、情報発信の充実を図る必要があります。

また、発達に課題を抱える子どもや要支援家庭、ひとり親家庭や経済的な問題を抱える家庭など、社会的支援が必要な子どもやその家庭に対する相談体制や情報提供の充実を含め、関係機関との連携による総合的な支援体制の強化が課題となっています。

●母親の就労と保育ニーズの高まりへの対応

国は「子育て安心プラン」により、女性の就業率が80%に高まった場合でも対応できる受け皿の整備に取り組んでいます。本市では以前から女性の就業率が高く、いわゆるM字カーブの落ち込みは小さくなっており、子育て期でも80%を超える就業率となっています。また、ニーズ調査の結果でも、フルタイムで働くことを希望する母親の割合が増加しており、保育ニーズや放課後児童クラブへのニーズは今後も拡大することが予想されることから、質・量両面の拡充を図っていく必要があります。

このほか、共働き世帯の増加や働き方の多様化により、早朝保育や延長保育、一時預かりなど、様々な保育サービスの充実を求める声も多く、その対応も課題となっています。

●子どもの育ちと子育てを社会全体で支え合う体制づくり

共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化が進む中、出産・育児、介護などに直面し、時間的制約を抱える人が増加しているなど、社会の変化に対応するためには、従来の働き方を見直し、多様な働き方を可能としていく必要があります。

家庭や地域、職場など、あらゆる場面で男女が平等に活躍できる社会をつくるためには、企業側の制度や環境の充実と、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて積極的に働きかけるとともに、地域住民への啓発など社会全体がワーク・ライフ・バランスに関する理解を深めることが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

この計画において本市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、本市が目指すべき基本理念として次世代プランの基本理念を継承し、次のとおり掲げます。

**恵まれた豊かな自然と、歴史と伝統ある文化を生かし
子ども・家庭・地域がともに元気に育つまち 鶴岡**

鶴岡市は山野や川・海など豊かな自然環境に恵まれ、また、歴史や伝統文化が息づくまちです。こうした恵まれた環境を十分に生かし、また、地域住民や社会全体が力を合わせ、全ての子どもが安心して暮らせるまちを目指します。

2 計画推進のための基本的な視点

本計画の推進にあたっては、以下の4つを基本的視点として掲げます。

●基本的視点1 子どもの視点

次代を担う子どもの幸せが最大限に尊重されるよう、子どもの視点に立った取組みを進めます。

●基本的視点2 全ての子どもの健やかな育ちを支援する視点

障害や疾病、貧困、家庭の状況等に関わらず、全ての子どもが、安心できる環境の中で健やかに育つことができるよう支援します。

●基本的視点3 親としての成長を支援する視点

子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感などを和らげることを通じて、親としての成長を支えます。

●基本的視点4 社会全体で子ども・子育てを支え合う視点

子どもは地域の宝であり、子育ては家庭のみならず、社会全体で支えていくという意識を醸成し、家庭、地域、企業、行政がそれぞれの役割のもと、協働して子どもや子育てを支え合います。

第4章 子育て施策の展開

1 子育て施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策
恵まれた豊かな自然と、歴史と伝統ある文化を生かし 子ども・家庭・地域がともに元気に育つまち 鶴岡	1 安心して子育てができる環境をつくれます	1－1 妊娠・出産期への支援
		1－2 子どもの心と体の健康づくりの推進
	2 全ての子ども達の 健やかな成長を支えます	2－1 多様な子育て支援サービスの充実
		2－2 障害児施策の充実
		2－3 要保護児童等への支援
		2－4 ひとり親家庭の自立支援の推進と 貧困対策
	3 心身の健やかな成長に向けた 教育・保育環境を整備します	3－1 就学前教育・保育の充実
		3－2 放課後児童の居場所づくりの推進
	4 社会全体で子どもの育ち・子育てを 支援します	4－1 ワーク・ライフ・バランスの 実現に向けた取組みの促進

2 基本施策の展開

基本目標 1	安心して子育てができる環境をつくります
--------	---------------------

基本施策 1－1	妊娠・出産期への支援
----------	------------

妊婦健康診査や妊産婦サポートなどの母子保健事業を通じて、妊娠・出産期の健康管理、乳児の健全な発育や発達を支援します。

また、妊娠期から出産期、子育て期を包括的に支援する「子育て世代包括支援センター」の取組みを推進するとともに、特に、支援が必要な家庭等を早期に把握し、継続した相談支援を行うとともに、適切に関係機関や各種制度等へつなぐなど、支援体制の充実を図ります。

主な取組み	内容	担当課
子育て世代包括支援センターによる支援事業	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から出産、子育て期まで、関係機関と連携し切れ目のない支援を行います。	健康課 子ども家庭支援センター
母子健康手帳交付	妊娠届により母子健康手帳の交付を行います。	健康課 各庁舎市民福祉課
妊婦健康診査事業	★妊婦健康診査受診票を14回分交付し、妊娠に伴う疾病の早期発見治療と健康管理を推進し、安全安心な妊娠出産を支えます。	健康課 各庁舎市民福祉課
妊婦健康相談	健康相談を行い、妊娠中の不安軽減や安全安心な出産を支えます。また、支援が必要な妊婦に対しては、相談や訪問を継続して行います。	健康課 各庁舎市民福祉課
プレママ教室	助産師・保健師の講話や妊婦同士の交流、妊娠・出産・子育てに関する相談を行い、前向きに出産や子育てに臨めるよう支援します。	健康課
妊産婦サポート事業	支援が必要な妊婦や支援を求めている妊婦に対し、妊娠期から助産師による電話相談や家庭訪問を行い、必要な支援と情報提供を行います。	健康課
産褥期訪問指導	産後の6週から8週までの頃に産褥期訪問指導を行い、子どもの発育・発達確認や産後うつ等の早期発見、及び育児不安のある親子への継続訪問による支援強化を図ります。	健康課 各庁舎市民福祉課
産後母子ケア事業（ほっとママルーム）	産科医療機関等において、支援が必要な産婦の心身のケアと情緒的サポート、育児の支援や乳児へのケアを行い、育児負担の軽減と不安の解消を図ります。	健康課
母乳・ミルク相談	授乳や子育ての悩みに対して、助産師が相談支援を行い、母乳栄養を推進し、乳児が健やかに成長できるようサポートします。	健康課
特定不妊治療費助成	不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用の一部を助成します。	健康課
住宅リフォーム工事補助	婚姻・出産時に、既存の木造住宅等をリフォーム工事する際に補助します。	建築課

注) ★印の取組みは、子ども・子育て支援法に定める教育・保育または地域子ども・子育て支援事業であり、「第5章 子ども・子育て支援事業の推進」で、量の見込みと確保方策を定めています。

基本施策 1-2

子どもの心と体の健康づくりの推進

乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査などの母子保健事業等を通じて、生活リズムや食事など月齢に合わせた育児の情報を提供し、基本的な生活習慣が自立できるようにします。また、これらの事業を通して、乳幼児期の子どもと家庭の状況を把握し、保護者の立場に寄り添った支援を行うため、地域や関係機関と連携を図ります。

主な取組み	内容	担当課
乳児家庭全戸訪問事業 ★ (こんにちは赤ちゃん P37 事業)	生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭には適切なサービスを提供し、地域の中で子どもを健やかに育成できる環境整備を図ります。	健康課 各庁舎市民福祉課
乳幼児健康診査	疾病・異常の早期発見と対応、育児や健康づくりの支援・助言の場として、4か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に乳幼児健康診査を実施します。	健康課 子ども家庭支援センター
健診未受診者への家庭訪問	健診未受診者へ家庭訪問を実施し、虐待防止の視点や障害があるなど育児支援を必要とするハイリスク家庭を把握し、個別指導を行います。	健康課 各庁舎市民福祉課
健診後フォロー	健診で精密健康診査やフォローが必要となった場合に、おやこ教室や育児相談等を行うとともに、必要に応じて専門機関へ紹介していきます。在園児については、保育所等と情報交換を行い、集団生活の場での発達観察や保護者の不安や悩み、子どもの成長について連携し支援していきます。	健康課 各庁舎市民福祉課
予防接種	予防接種法に基づき、安全で有効な予防接種を実施します。また、未接種者への接種勧奨に努め、接種率の向上を図ります。	健康課 各庁舎市民福祉課
歯科健診・保健指導	1歳6か月児健診・3歳児健診で、歯科健診及び歯科衛生士による保健指導を行います。また、1歳6か月児健診で希望者へフッ素塗布を実施します。	健康課 各庁舎市民福祉課
元気キッズ教室	肥満や低身長の子どもの対象に成長発達の経過観察を行います。特に肥満児については、小児生活習慣病予防のための食事やおやつのとおり方、生活リズムなど生活習慣の改善を図ります。	健康課 子ども家庭支援センター
小児医療の充実	休日夜間診療所に小児科医を配置し、小児医療の確保・充実を図ります。	健康課
食育推進	食生活のスタートである乳幼児期からよい食習慣を育むきっかけをつくるため、乳幼児健診等での離乳食・幼児食指導や離乳食教室（ベビーキッチン）、幼稚園・保育所・学校等での野菜作りや収穫体験を行います。 このほか、地区単位で幼児・学童を対象に、親子クッキングや地域の食材を生かした料理など子どもの年代にあった食育指導や、地域で行う郷土料理教室など食育活動への支援を行います。	健康課 子育て推進課 食文化創造都市推進課 学校教育課 各庁舎市民福祉課
ブックスタート事業	7か月児健診対象の親子に絵本の紹介や読み聞かせの指導、絵本の贈呈等を行い、子どもと保護者が絵本を介してゆったりとふれあうきっかけづくりを推進します。	社会教育課 図書館 健康課
児童手当の支給	0歳から中学校修了前の児童を対象に、次代を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子どものための手当を支給します。	子育て推進課
子育て支援医療	乳幼児及び小・中学生の医療費の全額を助成し（入院時の食事代等は除く）、心身の健康確保を図ります。	国保年金課
未熟児養育医療	未熟児の養育のため病院等で入院治療が必要な場合に、医療の給付を行います。	国保年金課

基本目標 2	全ての子ども達の健やかな成長を支えます
基本施策 2-1	多様な子育て支援サービスの充実

全ての子育て家庭を支援するため、子育てサークル活動への支援や身近なところで子育て相談や情報提供などを受けられる地域子育て支援拠点事業、保護者の就労や通院、リフレッシュのため一時的に保育所などを利用する一時預かり事業など、地域の様々な子育て支援の確保・充実を図ります。

また、子育てに関する情報提供や相談・助言等の支援体制の充実を図り、社会的孤立を防ぐとともに、妊娠期から子育て期にかかる悩みや不安等に対する総合的相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」の取組みを推進します。

主な取組み	内容	担当課
子育て世代包括支援センター事業（子ども総合相談窓口）	家庭からの子ども（18歳まで）に関する幅広い相談を受け、相談内容に合わせて支援を実施したり専門機関に繋ぐ等、関係機関と連携して切れ目のない支援を行います。	子ども家庭支援センター 健康課 福祉課 学校教育課
利用者支援事業（基本型、母子保健型）	★ P35 子育て中の親子等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報収集や情報提供を行います。必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等、利用者支援を行います。	子ども家庭支援センター 健康課
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	★ P36 保護者が社会的な事由により一時的に保育が困難となった場合や、仕事により帰宅が夜間にわたる場合など、施設において子どもの養育を行います。	子育て推進課
地域子育て支援拠点事業	★ P38 未就園児に遊びの場を提供するとともに、子育て中の親子等が気軽に集い、情報交換や相談ができる機会を提供します。また、地域子育て支援センター職員と連携して研修会や情報交換を行うことにより、ネットワークを広げ支援の充実を図ります。	子ども家庭支援センター 各庁舎市民福祉課
一時預かり事業	★ P38 P39 保護者の就労や傷病・入院、育児に伴う心理的・身体的負担軽減のため等、一時的に保育所などで保育を行います。 ・一時預かり（一般型） ・一時預かり（幼稚園型、預かり保育）	子育て推進課
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	★ P40 安心して働くことができる環境づくりのために、子どもを預けたい「お願い会員」と預かってくれる「まかせて会員」の登録及び利用調整を行います。	子ども家庭支援センター
育児教室	育児に関する情報提供を行い、親の育児力の育成を図ります。	健康課 子ども家庭支援センター 各庁舎市民福祉課
育児相談	子どもの発育・発達の確認や親同士の交流・情報交換の場をつくり、育児不安の解消を図ります。	健康課 子ども家庭支援センター 各庁舎市民福祉課
すこやかな子どもを生み育てるネットワーク推進事業	「すこやかな子どもを生み育てるネットワーク推進委員会」を中心に、子育てにかかわる関係機関・組織が情報を交換し、連携を密にしながら、効果的な母子保健活動を推進します。	健康課

子育てデビューサポート	初めて子育てをする親等の孤立感を軽減し安心して子育てができるよう、子ども家庭支援センター「なかよし広場」の紹介や事業への参加を勧めるとともに、他の子育て家庭との交流等を通して子育ての負担感が軽減するよう支援します。	子ども家庭支援センター
育児に関する学習会・交流会・講演会の開催	子育てに関する学習会や講演会の開催、交流会の実施により子育てに対する親の認識を高めるとともに、関係機関の連携を強化しながら子育てを支援します。	子ども家庭支援センター 各庁舎市民福祉課
育児サークルへの支援	親子での遊びなどを通し、子育て中の親等の交流や情報交換を目的とする自主的なグループの活動を支援します。	子ども家庭支援センター 健康課 各庁舎市民福祉課
転入家族への支援	孤立しがちな転入者に地域の情報を提供するとともに、仲間づくりのきっかけを提供します。	子ども家庭支援センター
子育て情報発信の充実強化	市内の子育て支援情報等を集約し、ガイドブック等の作成や配布、インターネットによる情報提供により、適切な情報を広く発信します。	子ども家庭支援センター 各庁舎市民福祉課
育児相談体制・機能の充実	子育て全般、家庭問題に係る相談体制及び機能の充実に図ります。	子ども家庭支援センター 健康課 各庁舎市民福祉課
児童館事業や子どもの遊び場の充実	児童の健全育成を図るため、健全な遊び場を確保し、健康増進、情操を高めること等を目的とする自由来館型児童館の事業の充実に図ります。	子育て推進課
第2次子ども読書活動推進計画の推進	全ての子どもがいつでもどこでも読書に親しめるよう、家庭、幼稚園・保育園、認定こども園、学校、地域等、社会全体が連携して読書環境の整備・充実に図ります。	図書館 健康課 子育て推進課 学校教育課 社会教育課
家庭教育支援	各小中学校や幼稚園、保育所等で多くの親が集まる機会を活用し、家庭教育に関する学習機会を提供します。	社会教育課
市営住宅優先選考住宅（ちわら住宅）の優先入居	市営住宅入居申込みの時点で小学生以下の子を含む世帯を優先して選考します。	建築課
子育て世帯の住宅確保及び入居者に対する経済的支援	住宅セーフティネット制度により、子育て世帯の住宅確保を推進、及び所得が一定額以下の子育て世帯等に対し家賃及び債務保証料の低廉化により経済的支援を行います。	建築課

基本施策 2-2

障害児施策の充実

乳幼児期から一貫した切れ目のない支援を提供できるよう、保健、福祉、医療、教育分野における関係機関及び専門職員による連携強化と情報共有を図ります。

障害の疑いや心身の発達に不安のある乳幼児については、乳幼児健康診査や健康教室において把握に努めるとともに、教育・保育施設における受入体制の強化や年齢や障害の状況にあった相談指導、専門的な医療・療育の提供体制の充実など、連携強化を図ります。

主な取組み	内容	担当課
発達が気になる子どもへのフォローの充実	障害児の早期発見・早期療育を目指し、担当者の資質向上と相談受入れの充実を図るとともに、関係機関との連携を密にしていきます。	子ども家庭支援センター 健康課 各庁舎市民福祉課
障害児を持つ親の会支援	障害児を持つ親の会やサークル活動を支援し、支え合いや交流が深められるようにします。また、自立に向けた相談にも対応します。	健康課 藤島・温海庁舎市民福祉課
おやこ教室	ことばの発達やコミュニケーションに課題のある子ども、育児不安のある親等を対象におやこ教室を実施し、遊びを通しての親子の観察や個別相談などにより適切な支援を行います。	健康課
ことばの教室	幼児健診後にことばの訓練が必要となった場合、専門機関を紹介し、専門員によることばの指導を継続して行い、発達を促します。	子ども家庭支援センター 櫛引庁舎市民福祉課
重度心身障害児医療	身体上又は精神上著しい障害を持つ児童の医療を確保することを目的に、医療費の自己負担相当額を給付します。	国保年金課
特別児童扶養手当・障害児福祉手当の支給	障害児福祉を推進するため、一定の障害があると認められた児童を監護している父母等に児童が20歳になる月まで手当を支給します。	子育て推進課 福祉課
保育所等における障害児等保育の充実	保育所等に通う障害児等が集団生活へ適応できるように、専任の保育士等を配置し、基本的な生活習慣の形成や健全な発達を促すとともに支援体制の構築を図ります。	子育て推進課 各庁舎市民福祉課
障害児の療育に関する講座	親が療育について学び、育児不安を和らげるとともに、その子の特性を理解し、子どもの成長に寄り添っていけるようにするための講座を開催します。	子ども家庭支援センター
障害児通所支援の充実	障害児の通所利用について、サービスの充実を図ります。また、ニーズも高まっており、提供体制の構築も図っていきます。 ・児童発達支援…未就学児の日常生活における基本的動作や自立した生活のための知識・技能の習得、又は集団生活への適応訓練を行います。 ・放課後等デイサービス…放課後や休業日に施設等へ通う就学児へ、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進支援等を行います。 ・保育所等訪問支援…子どもが通う保育所・幼稚園等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	福祉課 子ども家庭支援センター 各庁舎市民福祉課
障害福祉サービスの充実	障害児がいる世帯に対し、身体介護、家事援助などホームヘルパーによる日常生活の支援を行う居宅介護や、介護者の病気などにより一時的に自宅での介護が困難になった場合の短期入所による介護サービスの提供など、生活維持や介護者の負担軽減を図ります。	福祉課 各庁舎市民福祉課

地域生活支援事業	在宅の障害児に対し、日常生活を容易にするための用具の給付、紙おむつの支給、社会参加を促進するための移動支援、福祉タクシー券及びガソリン券の給付、保護者のリフレッシュや就職活動等の際に利用できる日中一時支援（タイムケア）などのサービスを提供します。	福祉課 各庁舎市民福祉課
障害児相談支援事業の充実と利用者支援事業との連携	障害児の福祉に関する情報の提供や障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行う障害児相談支援の充実を図ります。このほか、利用者支援事業において障害児支援の必要があると判断される場合は、障害児相談支援と連携し、きめ細かい支援へ繋げていきます。	福祉課 子ども家庭支援センター
障害者施策との連携強化（地域自立支援協議会への参画）	障害者地域自立支援協議会では、保健、医療、福祉、教育、労働などの分野で様々な人や機関と連携し、相談支援体制の充実などを図り、自立した日常生活を営むことができる社会を構築するよう働きかけます。また、「こども部会」を設置し、特別な支援が必要な子どもに関しネットワークによる支援体制を構築します。	福祉課 健康課 子ども家庭支援センター 学校教育課 各庁舎市民福祉課
補装具等の給付	身体障害にかかる日常動作を補うための補装具の給付を行います。	福祉課 各庁舎市民福祉課
育成医療給付	身体に障害のある児童に対し、障害を除去又は軽減し生活能力を得るために必要な医療の給付を行います。	福祉課 各庁舎市民福祉課
医療的ケア児への支援体制の整備	障害者地域自立支援協議会内に「医療的ケア児支援チーム」を設置し、県の動向も見ながら、医療的ケア児の実態把握や課題等の情報交換を行い、支援体制の構築を図ります。	福祉課
特別支援学校との連携	幼稚園、保育所、認定こども園、各小学校で過ごす障害児が集団でより適正に活動できるように特別支援学校との連携や交流を図ります。	学校教育課 子ども家庭支援センター 福祉課 各庁舎市民福祉課
発達障害児への切れ目のない支援体制の充実	発達支援を総合的に推進するため、子どもに関わる各分野の関係部署による連携強化と情報共有を図ります。	地域包括ケア推進室 福祉課 子育て推進課 子ども家庭支援センター 健康課 学校教育課 社会教育課

妊娠期から切れ目のない支援を行い、様々なアプローチにより社会的孤立を防ぐことで、児童虐待の未然防止と早期支援を図ります。

昨今の児童虐待の社会問題化を背景に、令和元年6月、児童虐待防止法等が改正され、親による体罰の禁止と児童相談所の体制強化が盛り込まれています。児童虐待は外から見えにくい家庭の中で起こりやすいため、未然防止につなげることが重要であり、住民に身近な場所で継続した支援や相談等を行うことで虐待の兆候を早くつかむとともに、児童虐待の通告等に迅速かつ適切に対応するため、子ども家庭総合支援拠点（仮称）を設置し、関係機関や庁内関係部局との密接な連携のもと、総合的な支援を図ります。

主な取組み	内容	担当課
養育支援訪問事業（育児支援訪問）	★ 育児不安や育児困難で悩んでいる家庭を保育士等が訪問し、育児の相談に応じたり、子育て情報の提供を行います。	子ども家庭支援センター
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	★ 児童虐待防止のネットワーク（要保護児童対策地域協議会）において、個々のケースの解決につながる実行ある取組みができるよう組織の充実強化を図ります。	子ども家庭支援センター
児童虐待対策の強化	児童虐待に関する相談や対応の体制を充実させるとともに、児童虐待対応職員、関係課、関係機関との連携を強化し、早期発見、早期対応に努めます。	子ども家庭支援センター 子育て推進課 健康課 各庁舎市民福祉課
子ども家庭総合支援拠点（仮称）の設置	子ども家庭総合支援拠点（仮称）を令和6年度までに設置し、実情の把握や相談対応等にあたるとともに、要保護児童への支援及び関係機関との連絡調整を行い、総合的な支援を図ります。	子ども家庭支援センター

ひとり親家庭が子育てをしながら安心して生活し、働くことができるよう、就業や生活全般、各種制度の利用等に関する相談に応じるとともに、経済的負担軽減を図るため児童扶養手当支給のほか、各種助成・給付制度等について周知します。

また、全国的に子どもの7人に1人が相対的貧困の状況にあるといわれていますが、子どもがその生まれ育った環境に左右されることなく夢や希望を持って成長していけるよう、国は重点施策として、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援などの具体的な取組みを明示しています。経済的に困窮している家庭では、社会的に孤立し、必要な支援につながりにくいことから、子どもの健やかな成長のための生活基盤を確保するとともに、学習機会の充実や居場所づくりの取組みを進めます。

主な取組み	内容	担当課
ひとり親家庭生活支援	ひとり親家庭の交流と生活向上の支援のための講座を開催します。	子育て推進課
母子・父子自立支援員配置	ひとり親家庭の身近な相談相手となり、様々な問題解決を図ります。	子育て推進課
ひとり親家庭自立支援	就業力の向上や就職に有利な資格の取得を奨励し、より良い就業を支援します。 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付 ・高等職業訓練促進給付	子育て推進課
児童扶養手当の支給等	ひとり親家庭に対する経済的負担の軽減を図ります。 ・児童扶養手当の支給 ・母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 ・ひとり親家庭等医療費助成	子育て推進課 国保年金課
子どもの貧困対策の推進	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が世代を越えて連鎖することがないように、子ども達が夢と希望を持って成長することができる社会の実現を目指すため、「子どもの居場所づくり」の充実を図ります。 ・子ども食堂 ・子どもの学習支援事業	子育て推進課 福祉課

基本目標 3	心身の健やかな成長に向けた教育・保育環境を整備します
基本施策 3－1	就学前教育・保育の充実

低年齢児の保育需要の高まりを受け、教育・保育ニーズを適切に把握し、幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育等で安心して子どもを預けることができる環境を整えます。また、フルタイムで働くことを希望する家庭の割合も増加傾向にあるため、早朝保育や延長保育、病児保育など、多様な保育ニーズに対応できるよう、支援の充実に図ります。

加えて、質の高い教育・保育を提供するため、また、待機児童解消のため、その担い手である保育士等の人材確保に向けた取組みを一層進めます。

主な取組み	内容	担当課
施設型給付・地域型保育給付事業	★ P33 子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた教育・保育を提供します。	子育て推進課
延長保育事業	★ P35 就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、保育標準時間（11 時間）を超えた保育を行います。	子育て推進課
病児保育事業	★ P40 保護者の勤務の都合・傷病・冠婚葬祭等により家庭で保育が困難な病気の子どものを一時的に預かります（病児・病後児対応型）。	子育て推進課
新規参入施設への巡回支援事業	★ P41 新規の事業者が円滑に新制度における保育事業を実施できるように巡回支援等を行い、地域ニーズに即した保育事業の充実に図ります。	子育て推進課
実費徴収にかかる補足給付を行う事業	★ P41 教育・保育給付認定保護者の世帯所得状況などを勘案し、給付対象の教育・保育サービスで必要となる日用品や行事参加等の実費負担分について、市が定める基準に従い費用助成を行います。	子育て推進課
幼児教育・保育の無償化	3～5 歳の全ての子ども及び 0～2 歳の住民税非課税世帯の子どもの、幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料を無償化します。	子育て推進課
第三子以降の保育料等無償化	同一世帯に 18 歳以下の子どもが 3 人以上いる場合、第 3 子以降の就学前児童の保育料と副食費を無償化し、子育て世帯の経済的負担の軽減と子どもを生み育てやすい環境づくりを推進します。	子育て推進課
認可保育所等の改築・大規模修繕事業	老朽化保育施設等の改築・大規模修繕を推進し、児童の安全かつ衛生的な環境整備を図ります。	子育て推進課
保育士の研修	各種研修会の開催や外部研修会への参加を促し、保育士の資質や技術の向上を図ります。	子育て推進課
通園バス運行	保育園児に対しバスによる送迎を実施するなどして、登降園の安全確保と保護者の負担軽減を図ります。	子育て推進課 藤島・朝日・湯浅庁舎市民協課
幼保小の連携	幼児教育連絡協議会では、幼稚園、保育所、認定こども園並びに小学校間の相互理解と連続した教育・保育のスタートカリキュラムの実現に向けて連携を深めます。	学校教育課 子育て推進課

放課後等の小学生へ、多様な体験活動、交流等の機会を提供することにより、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図ります。特に、放課後児童クラブについては、今後のニーズを見込み、放課後児童クラブの実施場所や従事する人材の確保を支援するとともに、専門の資格を有する放課後児童支援員のもと、安全で安心な遊びの場及び生活の場として過ごすことができるよう、支援の充実を図ります。

また、新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携や、小学校の余裕教室等の活用についても、取組みを進めます。

主な取組み	内容	担当課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） P36 ★	留守家庭児童対策として、学童保育体制の充実を図ります。	子育て推進課 各庁舎市民福祉課
学童保育利用料減免補助	要保護・準要保護世帯や兄弟同時利用世帯へ学童保育利用料の減免補助を行います。	子育て推進課
放課後子ども教室	全ての児童を対象に放課後等の安心・安全な居場所をつくり、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ、文化活動を行います。	社会教育課
新・放課後子ども総合プランの推進	全ての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策を図ります。	社会教育課 子育て推進課 学校教育課 管理課 コミュニティ推進課

基本目標 4	社会全体で子どもの育ち・子育てを支援します
基本施策 4－1	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みの促進

男女がともに仕事と子育てを両立できる社会をつくるために、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて積極的に働きかけるとともに、企業側は多様な働き方が選択できる雇用環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みを推進するなど、社会全体が子育てに対する理解を深めます。

主な取組み	内容	担当課
一般事業主行動計画の策定推進	次世代育成支援対策推進法の延長に伴い、事業主は、引続き、労働者の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画を策定する必要があります。山形労働局と協力し、制度周知と策定率の向上を図ります。	商工課 子育て推進課
各種支援制度の定着・促進	ワーク・ライフ・バランスや職場環境の改善のため、勤労者・事業主等の意識改革を進める啓発・情報提供に努めます。 ・育児休業制度の定着・促進 ・短時間勤務制度等の普及・啓発 ・市内事業所への「イクボス」の普及	商工課 政策企画課 子育て推進課
男女共同参画意識の醸成	家庭や職場において、多様性を認め合う共生の意識や男女共同参画の意識を高め、男女の固定的な役割意識を取り除くための取組みを進めます。 ・男女共同参画計画に基づく各種取組みの推進 ・男女共同参画に関する各種情報発信やシンポジウム・講演会の開催	政策企画課
父親の育児参加の促進	父親が家庭における役割を認識するとともに、子育ての大切さや楽しさを実感できるよう、休日に遊び場を開放したり、子育て情報を提供する等、父親が育児に参加しやすい環境を提供します。	子ども家庭支援センター

第5章 子ども・子育て支援事業の推進

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を設定することとなっています。

本市における現在の教育・保育の利用は、施設の受入れ年齢や保育時間、勤務先との位置関係等を考慮して利用施設を希望する場合があるほか、保護者による自家用車での送迎や園のバスが広範囲にわたって送迎しているなど、必ずしも小学校区や中学校区などを意識した利用にはなっていない状況にあります。

以上のことから、市全体をもって一つの提供区域とします。

2 量の見込みの推計

教育・保育事業や子育て支援事業に対する子育て家庭の潜在的なニーズを探ったニーズ調査結果から、国の『第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）平成 31 年 4 月』等に基づき、家庭類型（父親・母親の同居状況や就労状況から家庭の状況を分類したもの）や年齢区分別に「ニーズ量」（量の見込み）を算出します。

量の見込みの算出手順は次のとおりです。

①現在の家庭類型の算出、潜在的な家庭類型の算出

②各事業の利用意向割合

③児童人口の推計（表 1）

④教育・保育の量の見込み算出、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み算出

なお、各事業における現在の利用状況等も考慮して、量の見込みを決定しました。

（表 1）児童人口の推計

年齢	R2	R3	R4	R5	R6	R7
0 歳	697	681	664	646	627	612
1-2 歳	1,487	1,449	1,418	1,385	1,350	1,313
3-5 歳	2,602	2,498	2,318	2,222	2,168	2,120
就学前児童合計	4,786	4,628	4,400	4,253	4,145	4,045
低学年（6- 8 歳）	2,813	2,688	2,706	2,596	2,490	2,309
高学年（9-11 歳）	2,983	2,966	2,870	2,805	2,680	2,698
小学生合計	5,796	5,654	5,576	5,401	5,170	5,007

※各年度 4 月 1 日の人口。

※コーホート変化率法による推計。

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容

【基本施策3－1 就学前教育・保育の充実】

教育・保育ニーズを適切に把握し、幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育等で安心して子どもを預けることができる環境を整えます。

単位：人

年度		平成30年度（実績：申請数と未調整数）					令和2年度				
年齢		3-5歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳
認定		教育 1号	教育・保育 1号+新2号	保育 2号	保育 3号	保育 3号	教育 1号	教育・保育 1号+新2号	保育 2号	保育 3号	保育 3号
①量の見込み		642		2,008	1,283	494	217	238	2,097	1,204	488
確保量	特定教育・保育						699		2,113	1,106	369
	地域型保育						—	—	—	40	19
	②合計						699		2,113	1,146	388
②－①					△4	△43	260			△58	△100

年度		令和3年度					令和4年度				
年齢		3-5歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳
認定		教育 1号	教育・保育 1号+新2号	保育 2号	保育 3号	保育 3号	教育 1号	教育・保育 1号+新2号	保育 2号	保育 3号	保育 3号
①量の見込み		208	229	2,013	1,189	484	193	212	1,868	1,177	478
確保量	特定教育・保育	687		2,090	1,130	378	687		2,090	1,130	378
	地域型保育	—	—	—	40	19	—	—	—	40	19
	②合計	687		2,090	1,170	397	687		2,090	1,170	397
②－①		327			△19	△87	504			△7	△81

年度		令和5年度					令和6年度				
年齢		3-5歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳
認定		教育 1号	教育・保育 1号+新2号	保育 2号	保育 3号	保育 3号	教育 1号	教育・保育 1号+新2号	保育 2号	保育 3号	保育 3号
①量の見込み		185	204	1,791	1,164	472	181	199	1,747	1,153	464
確保量	特定教育・保育	687		2,090	1,130	378	687		2,090	1,130	378
	地域型保育	—	—	—	40	19	—	—	—	40	19
	②合計	687		2,090	1,170	397	687		2,090	1,170	397
②－①		597			6	△75	650			17	△67

【量の見込みと確保方策】

量の見込みは、アンケート調査結果から得られたニーズ量と過去の利用実績に基づいて算出しています。

確保方策として次の施設整備等を予定しています。整備による受入拡大分を計上しても確保の量に不足が生じていますが、保育所等における定員の弾力化と認可外保育施設等での受入で対応できるものと想定しています。

引続き、保育ニーズを適切に見込み、それでもなお確保量が不足する場合には、必要な施設整備を行うなど確保方策を図ります。

令和 2 年度以降の整備計画等

令和 2 年度	認定こども園／4 施設 保育所・認定こども園／4 施設 小規模保育施設／1 施設	新設（定員 75 人増）、幼稚園・保育所からの移行（定員 40 人増） 定員の見直し（定員 12 人減） 新設（定員 19 人増）
令和 3 年度	認定こども園／2 施設 保育所／2 施設	0 歳児保育の開始等（定員 18 人増） 定員の見直し（定員 20 人減）

◆◆◆ 用語の説明 ◆◆◆

特定教育・保育施設	市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認した教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）。
認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ。認可の種類によって、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型に分類。
地域型保育事業	主に満 3 歳未満の子どもを対象に行う小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の 4 事業。市町村による認可が必要。
小規模保育事業	利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を実施。事業類型により A 型、B 型、C 型に分類。
事業所内保育事業	事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育。
教育・保育給付認定	保護者からの申請を受け、市町村が保育の必要性等を認定する仕組み。
1 号認定	子どもが満 3 歳以上で、幼稚園・認定こども園での教育を希望する場合に取得する認定区分（教育標準時間認定）。 ※1 号認定で施設を利用しており、保育を必要とする事由に該当する場合は、施設等利用給付認定を受けることが可能。 5 歳児・4 歳児・3 歳児の子ども …新 2 号認定 満 3 歳児で、かつ市民税非課税世帯の子ども…新 3 号認定
2 号認定	子どもが満 3 歳以上で、保育を必要とする事由に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望する場合（保育認定）。
3 号認定	子どもが満 3 歳未満で、保育を必要とする事由に該当し、保育所・認定こども園・地域型保育での保育を希望する場合（保育認定）。
保育を必要とする事由	次のいずれかに該当する場合。 就労／妊娠、出産／保護者の疾病、障害／同居又は長期入院等している親族の介護・看護／災害復旧／求職活動／就学／虐待や DV のおそれがあること／育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること／上記に類する状態として市が認める場合

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 利用者支援事業

【基本施策2-1 多様な子育て支援サービスの充実】

子どもや保護者、妊娠中の方等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業です。子育て家庭のニーズを把握し、情報集約・提供、相談、利用支援・援助を行うほか、子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携体制づくりも行います。

単位：か所

	平成27年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	2	2	2	2	2
②確保量	1	1	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0	0	0
実績値（前期初期値と直近確定値）	1	2	→目標値（量の見込み）を達成				

【量の見込みと確保方策】

現状（基本型、母子保健型 それぞれ1か所）から量を見込み、今後も現在の体制を維持していきます。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【基本施策3-1 就学前教育・保育の充実】

認定こども園・保育所等で、保護者の就労状況等により保育標準時間（11時間）を超える保育が必要な場合、保育時間を延長して乳幼児の保育を行います。

単位：人（実人数）

	平成27年度	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	940	1,000	805	779	740	716	698
②確保量	940 (28か所)	1,000 (31か所)	805	779	740	716	698
②-①		0	0	0	0	0	0
実績値（前期初期値と直近確定値）	765 (26か所)	978 (33か所)	→目標値（量の見込み）をほぼ達成				

【量の見込みと確保方策】

量の見込みは、アンケート調査結果から得られたニーズ量に基づいて算出しています。

提供体制は、平成27年度の実施園26か所から増加していますが、今後もニーズに対応できるように、実施施設の拡充に努めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【基本施策3-2 放課後児童の居場所づくりの推進】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

単位：人（実人数）

	平成27年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み 合計	1,262	1,802	1,993	2,076	2,165	2,211	2,216
小1ー小3	954	1,204	1,351	1,297	1,305	1,316	1,336
小4ー小6	308	598	642	779	860	895	880
②確保量	1,262 (29カ所)	1,802 (40支援単位)	1,836 (38支援単位)	1,836 (38支援単位)	1,836 (38支援単位)	1,836 (38支援単位)	1,836 (38支援単位)
②ー①		0	△ 157	△ 240	△ 329	△ 375	△ 380
実績値（前期初期値と直近確定値）	1,360 (34支援単位)	1,781 (37支援単位)	→目標値（量の見込み）に近づいている				

【量の見込みと確保方策】

量の見込みは、アンケート調査結果から得られたニーズ量と過去の利用実績に基づいて算出しています。

引続き拡大するニーズへ対応するため、既存のクラブを最大限活用するとともに、それでもなお確保量が不足する場合には施設整備を行うなど確保方策を図ります。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【基本施策2-1 多様な子育て支援サービスの充実】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

単位：人日

	平成27年度	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	100	100	68	66	63	61	59
②確保量	100	100	68	66	63	61	59
②ー①	0	0	0	0	0	0	0
実績値（前期初期値と直近確定値）	6	22	→目標値（量の見込み）には達していないが、必要量を充分満たしている				

【量の見込みと確保方策】

量の見込みは、アンケート調査結果から得られたニーズ量に基づいて算出しています。

現在、本事業の提供体制は確保されておりますが、緊急時の利用などを踏まえ、今後も現在の体制を維持していきます。

（５）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【基本施策１－２ 子どもの心と体の健康づくりの推進】

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

単位：人

	平成27年度	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	858	819	681	664	646	627	612
②確保量	858	819	681	664	646	627	612
②－①	0	0	0	0	0	0	0
実績値（前期初期値と直近確定値）	850	785	→目標値（量の見込み）には達していないが、必要量を充分満たしている				

【量の見込みと確保方策】

量の見込みは、児童人口の推計に基づいて算出した０歳児の人数としています。

現在、適切に事業が実施されているため、今後も現在の体制を維持していきます。

（６）養育支援訪問等事業

【基本施策２－３ 要保護児童等への支援】

■養育支援訪問事業（出前保育）

妊娠や子育てに不安を抱えているなど、保護者の養育への支援が特に必要な家庭に対して、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を確保します。

単位：人回（括弧内は実人数。前期計画は実人数で算出）

	平成27年度	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	(40)	(46)	220	220	220	220	220
②確保量	(40)	(46)	220	220	220	220	220
②－①	(0)	(0)	0	0	0	0	0
実績値（前期初期値と直近確定値）	(26) 231	(30) 166	→目標値（量の見込み）には達していないが、必要量を充分満たしている				

【量の見込みと確保方策】

量の見込みは、過去５年間の実績から算出しています。

現在、適切に事業が実施されているため、今後も現在の体制を維持していきます。

■子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整関係職員やネットワーク構成員の専門性の強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施します。

参考）平成30年度実績 …代表者会議、実務者会議６回、研修会、広報啓発活動、個別ケース検討会議等実施６４回

(7) 地域子育て支援拠点事業

【基本施策2-1 多様な子育て支援サービスの充実】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

単位：人回

	平成27年度	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	37,800	37,800	31,153	30,373	29,687	28,969	28,189
②確保量	37,800 (18カ所)	37,800 (18カ所)	31,153 (20カ所)	30,373 (20カ所)	29,687 (20カ所)	28,969 (20カ所)	28,189 (20カ所)
②-①	0	0	0	0	0	0	0
実績値(前期初期値と直近確定値)	37,501 (18カ所)	32,944 (20カ所)	→目標値(量の見込み)には達していないが、必要量を充分に満たしている				

【量の見込みと確保方策】

量の見込みは、アンケート調査結果から得られたニーズ量と過去の利用実績に基づいて算出しています。

現在、適切に事業が実施されているため、今後も現在の体制を維持していきます。

(8) 一時預かり事業

【基本施策2-1 多様な子育て支援サービスの充実】

■一時預かり(幼稚園型)

認定こども園または幼稚園において、教育時間の前後または長期休業日等に在園する園児を一時的に預かります。

単位：人日

	平成27年度	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み 合計	39,010	12,560	65,128	62,651	58,008	55,806	54,448
1号認定			3,819	3,661	3,397	3,256	3,186
1号+新2号認定			61,309	58,990	54,611	52,550	51,262
②確保量	39,010	12,560	65,128	62,651	58,008	55,806	54,448
②-①	0	0	0	0	0	0	0
実績値(前期初期値と直近確定値)	2,301	8,773	→目標値(量の見込み)には達していないが、必要量を充分に満たしている				

【量の見込みと確保方策】

量の見込みは、アンケート調査結果から得られたニーズ量に基づいて算出しています。

幼児教育・保育の無償化に伴い、ニーズは増加するものと考えられることから、提供体制を拡充できるように努めます。

■一時預かり（一般型）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かります。

単位：人日

	平成27年度	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み 合計	4,760	4,365	2,605	2,526	2,417	2,341	2,280
保育所			1,879	1,822	1,744	1,689	1,645
ファミサポ（未就学児）			716	694	664	643	626
トワイライト			10	10	9	9	9
②確保量	4,365	4,365	2,605	2,526	2,417	2,341	2,280
②－①	△395	0	0	0	0	0	0
実績値（前期初期値と直近確定値）	3,673	2,117	→目標値（量の見込み）には達していないが、必要量を充分に満たしている				

【量の見込みと確保方策】

量の見込みは、アンケート調査結果から得られたニーズ量と過去の利用実績に基づいて算出しています。

低年齢からの保育所等利用開始に伴い、保育所での一時預かりは減少の傾向にありますが、今後も現在の体制を維持していきます。

（９）病児保育事業

【基本施策３－１ 就学前教育・保育の充実】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施します。

単位：人日

	平成27年度	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,790	6,000	4,297	4,155	3,950	3,818	3,721
②確保量 合計	2,850	4,070	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
病児・病後児	720	720	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
体調不良児他	2,130	3,350	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
②－①	△940	△1,930	△797	△655	△450	△318	△221
実績値（前期初期値と直近確定値）	1,951	2,244	→目標値（量の見込み）に近づいている				

【量の見込みと確保方策】

量の見込みは、アンケート調査結果から得られたニーズ量に基づいて算出しています。

病児・病後児対応型の保育施設は、現在、１施設（定員２名）ですが、「庄内南部定住自立圏の形成に関する協定」に基づき、三川町・庄内町の同施設の相互利用が行われているほか、令和２年度には、市内２施設で新たに事業開始を予定しています。それでもなお確保量の不足が懸念されますが、過去の利用実績から推測すると充足できるものと想定しています。

（１０）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【基本施策２－１ 多様な子育て支援サービスの充実】

児童の預かり等の援助を受けることを希望する子育て中の保護者会員（おねがい会員）と、当該援助を行うことを希望する会員（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。子どもの送迎や一時預かりサービスなどの育児援助活動が行われています。

単位：人日

	平成27年度	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み 合計	1,830	1,830	1,521	1,476	1,438	1,391	1,343
就学児			805	782	774	748	717
未就学児 ★再掲			716	694	664	643	626
②確保量	1,830	1,830	1,521	1,476	1,438	1,391	1,343
②－①	0	0	0	0	0	0	0
実績値（前期初期値と直近確定値）	1,430	1,345	→目標値（量の見込み）には達していないが、必要量を充分満たしている				

【量の見込みと確保方策】

量の見込みは、アンケート調査結果から得られたニーズ量と過去の利用実績に基づいて算出しています。

現在、適切に事業が実施されていますが、今後も現在の体制を維持するため、まかせて会員の確保に努めます。

（１１）妊婦健康診査事業

【基本施策１－１ 妊娠・出産期への支援】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

単位：人回

	平成27年度	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10,976	10,477	8,492	8,280	8,056	7,819	7,632
②確保量	10,976	10,477	8,492	8,280	8,056	7,819	7,632
②－①	0	0	0	0	0	0	0
実績値（前期初期値と直近確定値）	11,058	8,542	→目標値（量の見込み）には達していないが、必要量を充分満たしている				

【量の見込みと確保方策】

量の見込みは、児童人口の推計に基づいて算出した0歳児の人数と、過去の実績から算出しています。

現在、適切に事業が実施されているため、今後も現在の体制を維持していきます。

（１２）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【基本施策３－１ 就学前教育・保育の充実】

教育・保育給付認定を受けた子どもの保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育サービスで必要となる日用品や行事参加等の実費負担分について、市が定める基準に従い費用助成を行います。

単位：人（実人数）

	平成27年度	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	実施 (量記述無)	実施 (量記述無)	10	10	10	10	10
②確保量			10	10	10	10	10
②－①			0	0	0	0	0
実績値（前期初期値と直近確定値）	12	7	→目標（量の見込み）を達成				

【量の見込みと確保方策】

現状から量を見込み、今後も現在の体制を維持していきます。

（１３）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【基本施策３－１ 就学前教育・保育の充実】

新規の事業者が円滑に保育事業を実施できるように巡回支援等を行い、地域ニーズに即した保育事業の拡充を図ります。

参考) 平成28年度・平成29年度…指導員2名を委嘱し、対象施設を巡回して、支援・指導を実施。
平成30年度…対象なしで未実施(平成28年度事業開始施設が保育事業を安定的に実施していると判断したため)。

【量の見込みと確保方策】

対象となる事業者がいる場合は、体制を整えて実施します。

5 教育・保育等の提供体制の確保

(1) 質の高い幼児教育・保育の提供

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれるような幼児教育・保育を提供していきます。

また、質の高い幼児教育・保育を提供するため、幼稚園教諭や保育士等の資質向上や人材確保の取組みを推進します。

【専門性の向上】

障害のある子どもや特別な支援を要する子どもについて、特性や成長に合わせた支援を実施していくため、職員の専門性の向上を図るとともに、専門機関との連携を強化します。

【研修】

幼稚園教諭と保育士が幼児教育・保育についての課題を共有できる合同研修の開催などを支援します。

【評価】

自らの教育・保育について職員間で振り返る自己評価を、組織的かつ断続的に取り組む過程で、質の向上が図られます。また、評価の客観性を高めるため、外部評価と組み合わせで実施していくことを推進します。

【処遇改善】

国の制度等を活用し、教育・保育に関わる職員の処遇改善を進めます。

【人材確保】

教育・保育を担う人材を確保するために、事業者の取組みだけでなく、市としても「採用」と「定着」の両面から支援する取組みを進めます。本市出身の保育士養成施設の学生や潜在保育士等へ説明会や職場体験の場などを設けて採用に結びつけるとともに、仕事のやりがいや魅力を再認識する研修の場などを設けて定着を図ります。

(2) 社会情勢の変化に対応した教育・保育環境の整備

■多様な教育・保育ニーズへの対応と充実

○子どもの健やかな育ちを支えるため、また、保護者の多様な働き方への対応や、子育てに対する不安感・負担感の軽減に資するため、延長保育事業や病児保育事業、一時預かり事

業など保育サービスの拡充を図ります。また、これらのサービスを必要な際にスムーズに利用できるよう、丁寧な情報提供を行います。

- ニーズ調査で要望が多かった休日保育事業の実施について、検討を進めます。
- 各施設が食物アレルギーに関する最新の知識と技術を高められるよう研修を開催します。
- 本市の恵まれた森林環境を活用し、主に未就学児を対象にした自然体験を通じて豊かな感性や健康な心身を養うことを目的とする「つるおか森の保育事業」を実施しています。子どもたちが地域の自然に触れて感動する体験を通じ、科学的な視点や自然への愛情、畏敬の念などを持つことができるように、また、命あるものとして大切に関わることができるようにこの取組みを更に進めます。
- 子どもを取り巻く厳しい社会環境などへ対応するとともに、地域への愛着や誇りを醸成する一助として、未就学児はもとより、小中学生、高校生等も気軽に集うことができ、子どもの豊かな育ちを支える遊びの場、学びの場、活躍の場が必要であると考えています。

■認定こども園について

- 認定こども園は、保護者の就労状況が変わった場合でも、受入枠に空きがあるときは同じ施設に継続して在籍できることから、保護者の就労状況にとらわれない子どもの育ちの場となっています。
- 幼稚園から認定こども園への移行については、園舎・園庭等の既存資源により保育ニーズに対応することが可能であることから、引き続き、移行支援を進めます。なお、移行にあたっては、地域の教育・保育ニーズの状況を踏まえたうえで、2・3号認定の定員を設定します。
- 保育所から認定こども園への移行については、地域の教育・保育ニーズを踏まえたうえで移行の必要性を判断します。なお、引続き保育ニーズが見込まれる場合には、移行に伴う2・3号認定に係る定員の減少を避けることを基本とします。
- 移行する際に施設整備を伴う場合は、地域の教育・保育ニーズも踏まえたうえで施設整備補助など施設整備に係る支援を行います。

■少子化に伴う保育所等の適正配置に関する検討

- 市街地では、低年齢児で慢性的に希望する保育所への入所を待っている児童がいるものの、全市的な少子化に伴い、将来的に予想される保育ニーズの縮小にも注意しながら、公立を含めた教育・保育施設の定員調整を優先としつつ、事業形態の見直しや体制の再編等を検討していきます。
- 人口減少地域においては、保育所を地域存続のための社会的インフラの一つと捉えている場合があり、また、保育所に限らず、生活や福祉、医療、教育など多くの問題が深刻化し

ています。地域の実態に応じて教育・保育を実現するために、事業形態の見直しや体制の再編のほか、集団の中での子どもの育ちを保障するため他の保育所と交流・連携するなどの改善策や、保育所と放課後児童クラブや高齢者福祉施設と事業を複合化するなど、総合的な地域福祉の視点からも体制強化を図る必要があると考えています。

（３）教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設は、幼稚園、保育所、認定こども園ですが、供給が不足しがちな３歳未満児の保育を提供する地域型保育事業もあります。この地域型保育事業は、定員 19 人までの少人数規模で 0～2 歳児の保育事業であることから、幼稚園や保育所、認定こども園と連携することを定めており、連携施設は、保育内容の支援や 3 歳児以降の受け皿の役割を担っています。

こうしたことから、地域型保育事業を利用した子どもが、安心して新しい園生活がスタートできるように、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携強化を推進します。

（４）幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携

園児の就学にあたり、小学校区ごとに幼保小連絡協議会を開催し、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の職員らが子ども同士の交流や職員の交流を通じて相互理解を進めるとともに、情報共有、意見交換の機会を設けたりするなど、スムーズな就学支援に取り組んでいきます。

このほか、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を目指し、研修会なども開催します。

6 放課後児童の居場所づくりの推進

(1) 放課後児童クラブの整備について

就学前児童の保育需要の高まりとともに、放課後児童クラブの登録児童数も増加しています。この傾向は今後も続くことが予測され、利用ニーズに合った事業展開が求められていることから、以下の視点で事業の推進を図るとともに、施設の建設や改修については今後指針を策定し、優先度を考慮しながら施設整備を進めていきます。

■放課後児童クラブの登録児童数の増加に対する実施場所の確保

○実施場所の専用面積が基準（児童1人あたり1.65㎡以上）を下回る場合は、施設の増設、や移設、分割を検討します。

■既存施設の老朽化への対応

○実施場所となる施設の老朽化や耐震性に課題がある場合は、施設の改修、改築を検討します。

■放課後児童クラブのない小学校区での実施検討

○現在、放課後子ども教室を実施している小学校区では、放課後児童クラブのない学区もありますが、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。

○放課後子ども教室が開かれない土曜日や夏休み等の長期休み期間の留守家庭児童の受入れについて、他学区の放課後児童クラブと連携を図るなど、柔軟な対応を検討します。

(2) 新・放課後子ども総合プラン

平成26年7月、国は、共働き家庭等の「小1の壁」対策として、児童の放課後等の居場所の確保や次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるよう総合的な放課後対策を講じる必要があるとして、全ての小学校区で放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型を中心とした計画的な整備等を進めることを趣旨とした「放課後子ども総合プラン」を策定しました。平成31年度現在26の小学校区のうち、8小学校区で放課後子ども教室、18小学校区で22クラブ37支援の単位の放課後児童クラブを実施し、放課後対策に取り組んできました。

しかしながら、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれているため、放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況にあります。

また、「放課後子ども総合プラン」に掲げた一体型の実施については増加傾向にあるものの、目標へ到達していない一方で、地域の実情に応じて小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られることから、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進するため、国は平成30年9月に新たなプラン「新・放課後子ども総合プラン」を策定しています。

以下の計画は、国の施策に基づき、平成 31 年度から令和 5 年度末までの放課後児童クラブの目標事業量、放課後子ども教室の整備計画、小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策等について行動計画として策定しています。

※新・放課後子ども総合プラン 行動計画

①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
量の見込み (人)	1, 802	1, 993	2, 076	2, 165	2, 211
1 年生	407	426	410	469	437
2 年生	439	461	426	410	469
3 年生	358	464	461	426	410
4 年生	239	260	301	299	295
5 年生	211	218	260	301	299
6 年生	148	164	218	260	301
目標整備量 (支援の単位)	40	42	44	46	47

※太枠内の令和 2 年度から令和 5 年度の量の見込みについては、令和元年 6 月に実施したアンケート調査結果から得られたニーズ量に基づいて、見直しを行った内容で記載しています。

②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和 5 年度に達成されるべき目標事業量

令和 5 年度までに、一体型又は連携型の放課後子ども教室を 4 か所整備することを目指します。

③放課後子ども教室の令和 5 年度までの実施計画

全ての小学校区を調査、把握し、実情に応じて実施に向けて計画的な整備を推進します。

④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携による実施に関する具体的な方策

共通プログラムを実施する場合は、企画段階から放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、打合せの場を設けます。

⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

教育委員会、福祉部局及び学校の各関係者が話し合う機会を持ち、小学校の余裕教室等の活用について検討します。なお、余裕教室等の活用については、「学校使用許可及び使用基準」に則して積極的に推進していきます。

⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行うとともに、関係者等は定期的に情報交換の場を設け、必要に応じて余裕教室の活用方法や連携について検討します。

なお、放課後活動の実施にあたっては、責任体制を明確化して進めていきます。

⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

障害があり特別な配慮を必要とする児童との接し方などに関する研修受講を奨励するとともに、必要に応じて専門機関等と連携して対応します。また、放課後児童クラブへの障害児の受入体制を支援する取組みについて、国の財政支援を活用して推進していきます。

⑧放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み

地域のニーズや実情を踏まえて、放課後児童クラブの開所時間を延長する取組みについて、国の財政支援を活用して推進していきます。

⑨放課後児童クラブが、子どもの主体性を尊重し、健全な育成を図るという役割を果たし、子どもの自主性、社会性の一層の向上を図っていくための方策

放課後児童支援員等の資質向上のための研修受講を奨励するとともに、放課後児童クラブに対し、「放課後児童クラブ運営指針」に基づいた運営を呼び掛けていきます。

⑩⑨に掲げる放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

各放課後児童クラブが設置している運営委員会や保護者会等を通じて、地域などとの連携を推進していきます。

第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、市の関係部署の取組み・サービス提供体制の充実はもとより、県や公的機関をはじめ、家族、地域、子育てサークル、教育・保育施設の事業者、学校、民間企業等の協力が不可欠です。そのため、これらの関係機関等と連携して、多くの方の意見を取り入れながら、社会全体で子ども・子育て支援を推進していきます。

2 進捗状況の管理・評価

計画の進捗については、鶴岡市子育て推進課が実績や課題の整理を行うとともに、鶴岡市児童福祉審議会に報告し、意見・評価を伺いながら進捗管理を行っていきます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合は、必要に応じて計画の一部見直しを行います。

◆ 資 料 ◆

計画策定の経過

令和元年 6 月	ニーズ調査実施
令和元年 6 月	鶴岡市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置
令和元年 8 月 20 日	令和元年度第 1 回鶴岡市児童福祉審議会開催 前の計画の進捗状況ならびに子どもを取り巻く状況の報告、今後の進め方について協議
令和元年 12 月 26 日	令和元年度第 2 回鶴岡市児童福祉審議会開催 ニーズ調査結果報告、計画の素案について協議
令和 2 年 2 月 17 日	令和元年度第 3 回鶴岡市児童福祉審議会開催 計画の素案について協議
令和 2 年 2 月 21 日	鶴岡市子ども・子育て支援事業計画策定委員会開催 計画の素案について協議
令和 2 年 3 月 19 日	令和元年度第 4 回鶴岡市児童福祉審議会開催 計画の最終案について確認
令和 2 年 3 月 19 日 ～ 3 月 30 日	パブリックコメント実施
令和 2 年 3 月末	計画策定

鶴岡市児童福祉審議会委員名簿

団 体 名 等	氏 名
鶴岡市私立幼稚園・認定こども園連合会保護者会	木村 博之
鶴岡市立保育園保護者会連絡協議会	井上 智弘
鶴岡市ＰＴＡ連合会	難 波 徹
元・第４学区育児サークル「おもちゃ箱」	渡邊 真理
鶴岡市私立幼稚園・認定こども園連合会	三浦 洋介
鶴岡市民間保育園協議会	高 橋 亨 (副委員長)
鶴岡市学童保育連絡協議会	平山 昌子
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会	佐藤 豊継 (委員長)
社会福祉法人思恩会	相馬 直喜
社会福祉法人恵泉会	後藤 重好
山形県庄内児童相談所	佐藤 雅之
鶴岡市小学校長会	成澤 和則
鶴岡地区医師会	小野 俊孝
元・鶴岡市民生児童委員協議会連合会	佐藤 丈六
鶴岡地域主任児童委員	中村 政子
元・藤島地域主任児童委員	押井 五月
羽黒地域主任児童委員	青木 道雄
櫛引地域主任児童委員	成田 恵子
元・朝日地域主任児童委員	清野 美智夫
温海地域主任児童委員	佐藤 節子
鶴岡商工会議所青年部	尾川 勝洋 (臨時委員)

鶴岡市子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿

職 名		氏 名
副市長		山 口 朗 (委 員 長)
総務部	総務部長	高 橋 健 彦
	財政課長	森 屋 健 一
企画部	企画部長	阿 部 真 一
	政策企画課主幹(兼)若者・子育て世代応援推進室長	佐 藤 繁 義
市民部	市民部長	渡 会 悟
	コミュニティ推進課長	菅 原 司
健康福祉部	健康福祉部長	白 幡 俊 (副委員長)
	健康福祉部次長(兼)地域包括ケア推進室長	渡 邊 健
	健康福祉部参事(兼)健康課長	小 林 まゆみ
	健康福祉部参事(兼)福祉課長	齋 藤 秀 雄
商工観光部	商工観光部長	佐 藤 正 胤
建設部	建設部長	増 田 亨
藤島庁舎	支所長	武 田 壮 一
羽黒庁舎	支所長	佐 藤 潤 到
櫛引庁舎	支所長	佐 藤 浩
朝日庁舎	支所長	伊 藤 周 一
温海庁舎	支所長	佐 藤 光 治
教育委員会	教育部長	石 塚 健
	管理課長	吉 泉 一 郎
	学校教育課長	尾 形 圭 一 郎
	社会教育課長	佐 藤 嘉 男

■事務局

健康福祉部	子育て推進課長	渡 会 健 一
	子育て推進課主幹(兼)子ども家庭支援センター所長	熊 坂 めぐみ
藤島庁舎	市民福祉課長	伊 原 千佳子
羽黒庁舎	市民福祉課長	佐 藤 美 香
櫛引庁舎	市民福祉課長	佐 藤 美 鈴
朝日庁舎	市民福祉課長	成 澤 真 紀
温海庁舎	市民福祉課長	武 田 綾 子
健康福祉部	子育て推進課課長補佐	五十嵐 亜希
	子育て推進課子育て推進専門員	木 村 廣 子

第二期鶴岡市子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年 3 月）

編集 鶴岡市健康福祉部子育て推進課

発行 鶴 岡 市

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町 9 番 25 号

☎0235-25-2111（代表）